

官報号外 昭和三十八年二月二十七日

○第四十三回 参議院会議録第十一号

昭和三十八年二月二十七日(水曜日)

午前十時十五分開議

議事日程 第十一号
昭和三十八年二月二十七日

午前十時開議

第一 土地調整委員会委員長及び
同委員会委員の任命に関する件

第二 海運業の再建整備に関する件

○本日の会議に付した案件
一、諸般の件
一、日程第一 土地調整委員会委員長及び
同委員会委員の任命に関する件

一、日程第二 海運業の再建整備に
関する臨時措置法案及び外航船舶建造
融資利子補給及び損失補償法及
び日本開発銀行に関する外航船舶
船建造融資利子補給臨時措置法
の一部を改正する法律案(趣旨
説明)

一、日程第三 国立大学総長の任
免、給与等の特例に関する法律案
(趣旨説明)

一、日程第四 緊急質問の件
(趣旨説明)

一、日程第五 航空業務に関する法律案
(趣旨説明)

一、日程第六 航空業務に関する法律案
(趣旨説明)

一、日程第七 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第八 狩猟法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

一、日程第九 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十一 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十二 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十三 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十四 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十五 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十六 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十七 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十八 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第十九 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十一 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十二 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十三 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十四 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十五 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十六 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十七 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十八 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第二十九 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十一 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十二 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十三 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十四 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

一、日程第三十五 地方公共団体の長の
選挙における選挙運動用ポスター
の特例に関する法律案(衆
院提出)

同日議長は即日これを文教委員会に
付託した。
高等学校の建物の建築等に要する経
費についての国の補助に関する臨時
措置法案(米田勲君外四名発議)
選挙において使用する選挙運動用
ポスターの特例に関する法律案
地方公共団体の長の選挙における使
用する選挙運動用ポスターの特例に
關する法律案(公職選挙法改正に
關する法律案(公職選挙法改正に
付託した)。

同日衆議院から予備審査のため送
付された左の議案を委員会に付託
案が送付された。よって議長は即日こ
れを公職選挙法改正に関する特別委員
会に付託した。

同日衆議院から予備審査のため送
付された左の議案を委員会に付託
案が送付された。よって議長は即日こ
れを公職選挙法改正に関する特別委員
会に付託した。

同日議長は、左の議案提出案を商工委
員会に付託した。

同日議長は、内閣から予備審査のため送
付された左の議案を委員会に付託した。
国民健康保険法等の一部を改正する
法律案

老人福祉法案
麻薬取締法等の一部を改正する法律
案

中小企业基本法案(閣法第六五号)

社会労働委員会に付託

日本原子力船開発事業法(閣法第六五号)

商工委員会に付託

中小企業省設置法案(永井勝次郎君
外三十一名提出)

科学技術振興対策
特別委員会に付託

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を委員会に付託
した。

同日衆議院から予備審査のため送付
された左の議案を委員会に付託した。

同日議長は、左の議案提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

へき地教育振興法の一部を改正する
法律案(豊瀬祐一君外四名発議)

高等学校の建物の建築等に要する経
費についての国の補助に関する臨時
措置法案(米田勲君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

産炭地域の中小企業者等に対する特別措置法案(多賀谷眞穂君外7名提出) 石炭対策特別委員会に付託同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提案案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
木船再保険法の一部を改正する法律案 同日委員長から左の報告書が提出された。
航空業務に關する日本国とアラブ連合共和国との間の協定の締結について承認を求める件譲渡報告書 航空業務に関する日本国政府とクウェイト政府との間の協定の締結について承認を求める件譲渡報告書
地方公共団体の長の選舉において使用する選舉運動用ポスターの特例に関する法律案可決報告書 狩猟法の一部を改正する法律案可決報告書
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
木船再保険法の一部を改正する法律案
○議長(重宗雄三君) これより本日の会議を開きます。
この際、お諮りいたします。大倉精一君から二十二日間、村上義一君から十九日間、いずれも病氣のため、請假の申し出がございました。いずれも許可することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。よつて、いずれも許可する」ととに決しました。

○議長(重宗雄三君)　日程第一、土地調整委員会委員長及び同委員会委員の任命に関する件を議題といたします。内閣から、土地調整委員会設置法第七条第一項の規定により、黒河内透君を土地調整委員会委員長に、谷口寛君を同委員会委員に任命することについて、本院の同意を求めて参りました。本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君)　總員起立と認めます。よつて本件は全会一致をもつて同意することに決しました。

○議長(重宗雄三君)　日程第二、海運業の再建整備に関する臨時措置法案及び外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航

船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(趣旨説明)、両案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨

○国務大臣（綾部健太郎君）　海運業の
再建整備に関する臨時措置法案につき
まして、その趣旨を御説明申し上げま
す。

を有し、その企業内容は極度に悪化しており、また、海運企業間には過当競争の傾向が見られ、現状のままでは、外航船舶の増強をはかることは、きわめて困難な事情にあります。したがって、この際、政府としては、海運業が将来にわたり国民経済におけるその使命を遂行し得るよう、その再建整備をはかることがぜひとも必要でありますので、これが対策につきまして、昨年の海運造船合理化審議会、その他各界の意見を参考いたしまして、この法案を提出いたしました次第であります。

この法案の内容は、海運企業が一定の集約を行ない、五ヵ年以内に減価償却の不足を解消することが確実と認められ、かつ、市中金融機関の協力を得られるものに対し、日本開発銀行の利子を、五ヵ年間猶予することを骨子とするものでありまして、海運業界に対しては、徹底した合理化努力を要請されるものであり、政府、金融機関、海運企業が三者一体となって、海運業の再建整備を促進することを考えているものであります。

以上が、この法案の趣旨でござります。

次に、外航船舶建造融資利子補給及び損失補償法及び日本開発銀行に関する外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

わが国の経済及び貿易の拡大に即応することが必要であります。が、海運企業の現状から、船舶の建造資金の大部分は日本開発銀行及び市中金融機関から

は、かかるにこれらの借入金の利率
わが国海運が國際競争力に劣る大きな
要因となつてゐるのであります。
このような事情にかんがみ、この際
政府といたしましては、海運造船合理
化審議会その他各界の意見を参考し
て、新船建造のための借入金に対する
海運企業の利子負担を、日本開発銀行
からの融資については年四分、市中金
融機関からの融資については年六分と
なるよう、利子補給率を引き上げると
ともに、利子補給期間を日本開発銀行
については十年、市中金融機関につい
ては七年に延長することにいたしてお
ります。

○中村順造君登壇、拍手
〔中村順造君登壇、拍手〕

本案は、ただいまの趣旨説明によりますと、海運業を基幹産業と認め、極度に悪化した企業内容と企業間の過当競争を是正し、企業再建のため、条件として海運企業に一定の集約併合を行なわしめ、五六年間日本開発銀行の利子を猶予するものであり、さらにはた、外航船舶の建造に要する借入金の利率を引き下げ、利子補給期間を延長することを内容としたものであります。

今日、わが国海運業は、戦後計画造船を中心とした船腹増強によりまして、戦前保有量をこえる七百九十五万総トンを有する世界第五位の海運国に復活するに至りました。しかし、船腹増強即海運企業の発展を意味するものではなく、問題は、むしろ敗戦後、連合国の占領政策によって、日本海運企業が五千億円に上る喪失船舶の補償を打ち切られた上に、脆弱な経営基盤に立ち、造船競争まで引き起こしながら無理に船腹増強を行ない、背伸びした海運政策がとられたことであります。さらに加えて、国際的な海運動向の変化、新興国、特に東南アジア諸国との自國船主義の強化、便宜置籍船及び専用船の増加、アメリカのドル防衛によるシップ・アーメリカン政策の強行などにより、日本海運企業は依然として弱体のまま低迷を続けておる現状であります。が、その実体は、池田總理の言われる高度経済成長の年、昭和三十六年度において、外航船舶の運賃収支は四億五千六百万ドルという空前の支払い超過を来たし、また昭和三十六年度末の資本構成におきましては、総資本五百一一百六十九億円のうち、他人資本四千八十三億円で、債券不足累計八百三十九億円、約定延滞額八百三十億円という劣悪な条件下にあるのが日本海運企業の現状であります。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一号

海運業の再建整備に関する臨時措置法案及び外航船舶建造融資利子補給及損失補償法及び日本開発銀行に関する
外航船舶建造融資利子補給臨時措置法の一部を改正する法律案(題旨説明)

一四一

むしろ問題は、こうした單なる国内対策より、海運を根本的にさえる貿易構造の基本的欠陥を改めなければならぬのであります。特に、海運と密接な関係にある日本の貿易が、外交的に最も弱い立場にある対アメリカ貿易に依存することがきわめて高いところに、わが国海運不況の原因があるのであります。しかし常に輸入制限に脅かされるような一方的貿易構造を転換して、バランスのとれた貿易構造とするため、ココム制限を撤廃し、ソ連、中共等、対共産圏貿易及びアジア・アフリカ圏貿易の積極的な発展をはかるお考えがあるかどうか、御所見を承りたいと存じます。

さらにまた、昨年七月、政府機関である運輸省が出た海運白書には、

「日本海運を外から妨げようとする要因は、昭和三十六年を通じて漸次その

性格をはっきりと現わしてきた。その

一つは、伝統的な海運企業活動の自由に対する米国政府の干渉であり、他の

一つは極端な自國貨自國船主義の台頭である」このように指摘をしておりま

すが、このことは、特に北米航路等におけるアメリカ船の圧迫、日本船の積み取り比率が昭和二十四年四九%、昭和三十五年五五%、昭和三十六年三九%と低下をしたことは、バイ・アメリカン、シップ・アメリカン政策から発したものでありまして、海運における平等互恵の原則や海洋自由の原則を侵害しているボナーフ法の改正にも関係の急を告げており、歐州におきましては十カ国の運輸担当閣僚は、昭和三十七年三月と五月の二回にわたりまし

てロンドンに会合して、米国政府の措置に対する歐州海運国としての対策を協議していることも報告しております。この際、政府は、末端の政府機関が指摘するまでもなく、日本海運を積極的に再建するため、対米從属的な外交を捨てて、自主独立の積極的な外交を推進すると同時に、最近、綿製品規制等に見られるような強引なアメリカの一方的政策を改める意味からも、是を是、非は非として、経済外交をあらゆる面で強化するお考えがあるかどうか本日は外務大臣が欠席しておりますので、あえて政府の方針について総理の御所見を承りたいと存じます。

次に大蔵大臣にお尋ねいたしますが、本案の集約併合が、金融機関を中心

に進められ、大体六つのオペレーター

を中心に集約化される傾向にあります

が、この場合、オペレーターと、オーナーの関係、弱小オーナーの救済等の

深刻な問題をいかに処理するのか。さ

らにまた、金融機関を中心の集約化は、

他人資本に依存する海運業界の現状か

ら、本案は、海運企業の再建といよ

うことは、本来自由であるはずの国

際海運活動を政治権力の介入によつてのみ融資を行なう方針を出しまし

た。その後におきましても、このほか

東京電力、プリンス自動車、関西電力、第十二次綿花借款等、いずれも米

国は、あらゆる手段を尽くして自國船

優先を促進しようとしており、このよ

うなことは、本来自由であるはずの国

際海運活動を政治権力の介入によつて

阻害するものであります。また、この

ような現実に直面しながら、なかなか

解決策を出せない状況であります。また、この

問題は、いすれあらためて委員会にお

いて審議するいたしましても、大臣

ものは山積をしております。これらの

船との関係、港湾対策、海運労働者の

雇用対策など、運輸大臣の所管にかかる

問題は、いすれあらためて委員会にお

いて審議するいたしましても、大臣

のための運航調整と、航路別、企業別

の調整、あるいは計画造船の結果生じ

る面で強化するお考えがあるかどうか

が、この問題で早急に解決を迫られてお

る問題で、大蔵大臣は、それはやはり、「それ

を出すことによっていろいろな各国の

反感その他がありますので」という、

これを見合せた事実に対し

まして、大臣は、それはやはり、「それ

を出すことによっていろいろな各国の</

案であることを指摘いたしました。この点を含めて、あらためて委員会等で具体的に審議をすることといたしましたて、私の質問を終わります。(拍手)
○國務大臣(池田勇人君) お答えいた
します。
日本の海運業の不振の原因はいろいろございますが、そのおもなるものは、資本構成の劣悪、経営規模の不適正、また、高金利等が、その不振の重大なる原因と思われます。したがいまして、今回は、これらの点につきまして抜本的な措置を講じようとしておるのであります。
また御質問に、貿易構造の点、また輸出入の日本船使用の比率等につきましてお話をございましたが、貿易構造は、米国に対しましては、大体從来よりも少し減って、二八%程度になつております。しこうして東南、西アジアに対しましては三四、五%で、よほどアメリカよりもふえて参つております。ヨーロッパにつきましても一七%。そうしてお話の共産圏との貿易も漸次拡大してきておるのでござります。私は、貿易構造につきまして、お話のような御心配はなくして、だんだん改善せられつつあることをお答え申し上げるのであります。
なお、日本船使用の比率が三十六年度に四〇%を切ったということは、三十六年度のあの過剰な輸入、特殊的な原因でございまして、今後は、少なくとも日本船を五割、行く行くは六割くらい使うように、船舶の増強をはかつていいかないと考えておるのであります。

なお、シップ・アメリカンにつきましては海洋自由、平等互恵の原則に反しますので、われわれは、機会あるごとにアメリカに反省を促しております。したがいまして、アメリカの国内におきましては、シップ・アメリカンの世論が非常に強いのであります。だんだんわれわれの考え方方に沿ってきつつあることを、ここに申し上げたいと思ひます。(拍手)

〔國務大臣田中角栄君登壇、拍手〕

○國務大臣(田中角栄君) お答えいたします。

私に対する御質問は、第一点は、海運業界は金融機関の系列を軸にして再編成が行なわれております結果、少數の大企業間の競争が、より激化をしないかということが一点であり、第二は、系列外の弱小オーナーに対する助成はどうかという点でございます。

第一点に対しまして申し上げますと、御承知のとおり、政府は沈船をいたしております日本海運業界の拡大強化をねらつておるのでございまして、国際競争につきましても、大規模に集約をせられることによって国際競争力が培養せられるることはもちろん、過当競争の弊を除去したいといふねらいもあるわけでございます。現在非常に業者数が多いということによつて、国内においてもまた外航においても、過当競争の弊が現われておりますので、今度の集約再編成によりまして、それらの弊害を除くことも、おも目的いたしておるのでございますから、これが再編の結果、系列化によつて、より過当競争が激化をせられるということはないとの判断をいたしており

しません。また、ないよりに十分配慮をしております。金融系列から一方的な再編が行なわれておるといふような御指摘でございましたが、これらの問題に對しては、業界、金融機関にも、十分慎重な配慮を願つておるところであります。まして、業界の自主的な話し合いでござります。これが集約化達成の曉には、国際競争力がつくことはもちろん、秩序ある発展が期待できると考へておるわけでございます。

第二点の弱小オーナーの問題でござりますが、銀行系列とは關係なしに、御承知のとおり、長期固定的な簡船關係を結ぶ等によりまして、集約グループに参加することができるわけでございまして、銀行系列外であるからといいまして、助成の対象にしないというようなことではないわけでござります。今般、政府が海運企業の再編に対して抜本的な施策を行なつて参りますのも、ただいまの御質問のような点を解決するために行なうことであることを、申し添えておきたいと存じます。

(拍手)

○國務大臣(福田一君) 拍手

〔國務大臣福田一君登壇、拍手〕

○國務大臣(福田一君) お答えをいたします。

自國貨自國船主義の問題につきましては、總理から御答弁がございましたので、そのとおり私も考えておる次第でございます。便宜置籍船の問題につきましては、日本海運に、よくこれに抗し得るような、何か措置を考えてやらなければなりません。力をつけなければなりません。そういう意味においだでござります。しかし、これは何よりも、何か措置を考えてやらなければなりません。力をつけなければなりません。そぞろいにござります。そぞろいにござります。

もまた努力をいたさねばならないと考
えております。
なお、この際申し上げることは、
国内の業界のいわゆる専用船の問題で
あります。それは、一つは鉄鉱石、
油、石炭等がござりますが、鐵鉱石の
場合におきましては、これはすべてと
の海運関係の会社が、その船を持つて
これを処理するようにいたしておりま
すので、さしたる弊害は出ておりませ
ん。タンカーの問題につきましては、
これほど影響はございませんが、こ
れは今後ふえる余地がありますので、
これは十分われわれとして注意をし
て処置をして参りたいと思います。石
炭の問題について、専用船の問題があ
りますが、これは従来それを取り扱っ
たものにやらしておるというような
実情がございまして、さほど海運に影
響を与えるとは考えておらないわけで
ござります。(拍手)

易の上にマイナスの効果のほうが多いと考えますので、政府といたしましては、本法の改正については慎重なる態度をもつて臨みたいと考えております。

また、この海運合理化が進むといふのに、海上労務者並びに陸上労務者に対する考え方があ述べられていないと申されましたが、海上労務者につきましては、この強化された海運計画のために計画造船が漸次進んでいきますからして、この労務者に対しましては、さしたる問題は起こらないと私は考えております。陸上労務者につきましては、その配管転換その他によりまして、もし余剰の人員ができるならば、海運についての基本問題の調査、その他調査機関にその優秀なる陸上労務者を転用いたしたりまして、この労務者に対する対策については万遺憾なきを期したいと考えております。(拍手)

いません。四面環海、國が必要とした
しまする原材料や生活必需物資の輸入
も、また、わが國において生産される
製品の輸出も、そのほとんどすべてが
海運によらねばならぬのでございまし
て、他にこれにかわる手段はあり得な
い今日、もし日本に海運がなかつた
ら、あるいはそれがなほだ微力で
あつたなら、はたしてどういうことに
なるだろうか。特に、貿易の自由化、
そうして、より一層競争化が予想さ
れますところの國際貿易競争を思いま
すときに、われわれは、この問題に思
い至らざるを得ないのでござります。
その日本海運、それは、かつては六百
余万総トンの商船隊を擁しまして、世
界第三の勢力を誇つたのでありますた
が、今や船腹の量だけは戦前をしのぐ
ところで、ようやくこぎつけたとは
言ひながら、すでに長い期間にわたり
まして、いまだかつて見ない悲境に落ち
込んでいるのでござります。現在不況
にあえぐ産業と申しますれば、まず石
炭、それから硫安工業等があげられま
して、その他二、三にとどまらないと
思うのでございますが、政府におかれ
ましては、これら産業に対しまして、
引き続きそれぞれに対応する方策を立
て、観意努力を重ねられていること
は、周知のことであり、われわれ国民
といたましましては、ひとしく一日も早
く実効のあげられることを願つてある
ところでございます。

慮し、対処されなければならぬ問題であります。それは、先ほど私が述べましたわが国の置かれたました地理的、経済的立場に基づくものであります。池田内閣総理大臣は、この海運といふものに対して、はたしていかなる観念をお持ちであるか、基本的なお考え方を、この際、まず承りたいと存じます。

今回の法律案の提出は、その重要性にかんがみまして、腐心してこられたるいわば結論ともいへきもの、個々の企業の救済ではなくて、全体としての日本海運を取り上げて、これを再建するきめ手として用意されたものと思うのであります。そこには、今までの観念からいたしますと、相当思い切つた点もあるのですが、それだけに、実施にあたり、その実効を確保するためには容易ならぬ困難も予測されるのでございまして、企業者が最善を尽くすべきはもちろん、政府はこれに對し、彈力性とあたたかい気持をもつて、援助を、そうして他の産業、金融各方面、國をあげての協力を必要とするのであります。

そこで、私は、総理大臣並びに運輸大臣に対し、まず海運政策に関する御所見を伺いたい。戦後、新興国家群の誕生を初めといたしまして、歐州においてはE E C の進展等、世界の産業、経済ないし貿易構造は刻々と変貌して参つてきております。世界の海運事情もこれに伴つて変化を来たしつつあります。それに伴つて、一体わが国はどのにいくのか。海運に關しては、昭和三十五年十二月閣議決

定による国民所得倍増計画第二章に、十年後の外航船腹の所要量千三百三十五万総トンと想定。これに要する計画期間中の建造量は、劣悪船の解体量も含めて、二十六万総トンと見込みまして、九百七十万総トン程度と計算されております。そうして、それ以外にはどこにも別に長期的あるいは総合的な海運政策は見当たらないであります。邦貨積み取り率から逆算したのではないいかと思われるこれらの数字は、なるほど算術的には正しいかもしませんが、はたして世界経済の動き、あるいはわが国の経済の伸び、あるいは世界の船腹量、特に主要海運国の中向など、複雑な要素を厳密に想定した上での計画であります。いうならば、計画造船とは名のみで、単に財政計画の一端にすぎない、肝心の運輸省の海運政策といふものとおりには行っておらないのであります。さうなれば、計画造船とは名のみで、単に財政計画の一端にすぎない、肝心の運輸省の海運政策といふのがどこにも見当たらない、さうような気持がするわけであります。運輸大臣は、この先、日本海運をどこへ、どのように持っていかれるお考えでござりますか。海運政策の一端をお聞かせ願いたいと存じます。あわせて、総理大臣からも、この点に關し、御答弁がただければ仕合させであります。

残つたものはわずかに百三十万総トンの貧弱船という哀れな状態でありました。急遽、商船隊再建に乗り出した海運界も、船腹拡充のための資金はもっぱら外部からの借入金に依存するほかに、すべがなく、しかも、その金利は悪条件が重なり、減価償却も思うにまかせず、債務は次第に累積して今日の不況に直面するに至つたのであります。これに反し、戦後世界の海運国といわれる国は、アメリカ、イギリス、イタリア、フランス、オランダ、スエーデン等を始めとして、なべて海運の戦時補償を実施して、その再建に力を注ぐほか、建造の補助、税制、財政等においてすら運航補助までを実施しているのが現状であります。これに対しわが国の海運に対する政府の助成は、きわめて微温的であり、戦前における助成策にも及ばない。たとえば戦前海運に対する各種助成が、一般会計計出予算の〇・七%から一・一%を占めておった時代があり、また、日本興業銀行の船舶建造融資の利子が昭和十二年度以降は三分七厘といふ低利であつたことなどから考へてみますと、歴然たるものがあります。大臣は、これらの事情をよく勘案され、決断を下されたと思ひます。日本海運の再建が成就し、海運の基盤が確立するという確信がおありであるかどうか。大臣の所信を伺いたいと思います。

次に、日本海運再建の前途に横たわる他の大きな障害との除去方策についてであります。その第一は、同僚中村議員も述べられましたが、アメリカのドル防衛措置から依然として強力に推し進められているシップ・アメリカンの問題であります。わが国の輸出入貿易の三〇%は、總理の言によれば、ただいまは二八%ということとござりますが、対米関係に依存しておりますため、わが海運業にとりまして、この問題は特に重大な關係を持つことは当然であります。第二には、東南アジア諸国等における海運政策の動きであります。これらの国々は一様に自國貨自由國船政策を強調して参つております。また無視し得ない趨勢であります。さらには、日本—北米間の定期航路において置外船の跳梁が最近において特に顯著となり、昭和三十五年度同置船に対する置外船の積荷比率5%程度のものが、三十六年の下半期には急激に三〇%となり、その隻数、航海数、積み高等飛躍的な上昇を続けていた現状でございます。アメリカにおけるアンチトラストの理念が牢固たるものがあることは承知いたしておりますが、かくも海運市場が乱されてはせつかくのわが国海運の再建に一大支障を生ずるのみでなく、ひいてはわが国の輸出貿易にも影響するところがあるのでないかと考え、憂慮にたえないところであります。政府はすみやかに、国内的には海上運送法の改正と立法措置をとり、あるいは国際的には、日米経済貿易懇談会の機会を利用する等、あらゆる機会に交渉をもつて、適切な自衛措置を講ずるべきであります。大臣はこの問題について先ほど消極的

な御見解がございましたが、さうしたことについてお考えを伺いたい。また、運輸大臣がこの経済貿易懇談会には御出席になったことは一度もないようでございますが、一体この問題について外務大臣等とどんな協議をしておられるか、承りたいと思います。

政府関係の物資やわが国からの賠償、經濟援助物資すら思うにまかせぬとあつては、海洋自由の原則は正統理論であることは認めますが、どん底にある、今窮屈のどん底にあるわが國海運を前にして、漫然旧套を墨守することは、時勢に合致しないばかりでなく、いたずらに弧高を守るのみという感が深いのであります。この点について運輸大臣の御所見と対策をお示し願いたいと思うのであります。

最後に、法案には直接表われないところであります。が、本法律による措置が造船業界にはいかなる影響を及ぼすものであるかどうかという点であります。が、わが国の造船業界は、戦前よりの優れた技術と経験を基として、輸出産業としてもわが国の経済に大きな貢献をして参つておることは周知の事実であります。その造船業界は、英仏独等造船業界不況のおりを受けて、今や相当受け身の立場にあり、国内的には、第十八次計画造船のおくれ、それに引き続く第十九次計画造船の見通し難、自己資金船建造の減少等、その造船能力の大半を虚休の状態に置いている実情であります。一方、世界海運の趨勢は、次第に大型化、専用船化の傾向を強くして参つており、わが国造船業界はこれに即応して参らなければならぬと思うのであります。そこで、今までの措置によつて、造船界全般、及び

個々の企業としてはいかなる影響を受け、これにいかに対応すべきであるか、通産大臣にお考えがあればお聞かせ願いたい。また、海運と造船との相関関係において、由来好況時には注文が輻湧し、景気調整期等においては船台が遊ぶということになり、その結果造船を単に財政計画なり均分計画としないで、今日のような時期にその計画を行なうことは、財政資金の効率的運用とともに、関連産業等を含めて景気調整の機能を果たすこととなると思ふのであります。が、運輸、通産、大臣各大臣の御所見を承りたいと思いま

す。

要するに、今回画期的な法律案並びに予算案を、この問題解決のための最終手段として用意されたことに對して、私は満腔の贊意を表するものであります。が、整備計画の策定、海運企業省の協議等による同案の確定、合併そして合併後の実際の運営、數えきたるところをきわめて困難が伴うものと予想されるのであります。が、それまでの間も百億ドルをこえる計画であるのであります。したがいまして、一応一千三百萬トンという計画をしておるのでござりますが、この三千三百萬トンは数字だけではございまして、船の質あるいは型等々、改善すべき点が多々あると思ひます。私は、こういふ点に心を配りまして、今回の計画をしておるのでござりますが、この三千三百萬トンは数字だけではなく、運営を打ち立てたい、こういふ考え方であります。ことに、ただいま運営に対するものと考へられます。もちろん、個々の企業においては必死の立場で最大の努力が傾注されるのであります。が、それが、それらの努力を無にしないためにも、政府、特にその衝に当たる運輸大臣は、固い信念のもとに、強

い気魄をもつてこの大事業に当たられることを切に望みます。質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 日本海運に

対する基本的考え方につきましての御質問でございますが、日本経済が日本の海運にたよつておることは、戦前戦後を問はず、同様でござります。こと

に、貿易収支を助けるといふのではなくところ、戦後におきましては、逆に、もう海運収入が非常に減って赤字をこの海運収入で補てんしておったことは、周知の事実でござります。し

かることを切に望みます。質問を終

ります。(拍手)

○國務大臣(池田勇人君) 日本海運に

輸出に非常に力を入れておりました。今まで、日本の造船業が造船業、海運会社が弱体であるために、造船が思うにまかせなかつたのであります。私は、海運会社の増強によりまして、日本船舶の造船も非常にふえてく

ること、日本造船の造船も非常にふえてくるところ、貿易収支を助けるといふのではなくところ、戦後におきましては、逆に、もう海運収入が非常に減って赤字をこの海運収入で補てんしておったことは、周知の事実でござります。し

かることを切に望みます。質問を終ります。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君) お答え

いたします。米国に対するシップ・アメリカンの交渉が非常に消極的じやないか

とおきまして、また、ことしの経済会

議におきましても、私は出席いたしませんが、外務大臣その他を通じて、強

調体制を確立するよう、強力に指導いたして参りたいと思つております。

次に、造船業に關連してどういうことかといふことにつきましては、ただいま總理がお話になつたとおりであります。(拍手)

○國務大臣(田中角栄君) 加賀山さんにお答えいたします。海運に対する基本的な考え方につきましては、總理大臣から詳しく述べられております

から、大藏省の考え方だけを申しますと、海運が戦後非常に困つたというの

は、御承知のとおり戦時の損害が一番大きくなるところでござります。特に、戦前戦後を問はず、海運業に對しては、私企業といふ考え方だけではなく、政

府が大きく助成等を行なつております。どうして海運だけ私企業としての観点でなくこれらの助成措置が行なわれるかといふことは、私が申し上げるまでもなく、國際收支上の理由でござります。現在、國際收支が非常に

よくなつておりますイタリア等においては、貿易上の収入を増大するとい

うに強い反対が、若干緩和せられたやうに感じております。が、漸次好転したように私は思つておるのでござります。と申しますのは、今までのよ

うに強い反対が、若干緩和せられたやうに感じております。が、漸次

好転したように私は思つておるのでござります。と申しますのは、今までのよ

うに強い反対が、若干緩和せられたや

うに感じております。が、漸次

好転したように私は思つておるので

し、いよいよ自由化を前にして、現
在、昭和三十七年度でおおむね二億
二、三千万ドル貿易外収支の赤字が計
上せられるわけでございますが、海運
収入は、三億ドルとなり、やがて八億
ドルとなり、十億ドルとなるわけでござ
りますから、これが日本の国際収支上に
どのように重点的に考えなければならない
ればならないかということは、もう私
が申し上げるまでもないでございます
。そういう意味において、今度の海
運の再建に対する措置は、抜本的な措
置を政府としては行なつたものでござ
います。戦前におきましては興銀の利子
子が三分七厘であったものが、今日の
改正の措置によりましても、開銀が四
分であり、市中が六分である、戦前と
比べてなおまだ手厚い保護というには
差があるじゃないかといふようなお考
えの御発言でござりますが、現行制度
におきましても、開銀で一・五%、市
中で一・九九%の利子補給を行なつて
おるわけでございます。しかし、いろ
いろ申し上げたような理由にも基づき
まして、国際競争力の強化というだけ
ではなく、国際収支上の理由も十分勘
案をしまして、これに一%程度の利子
補給を考えたわけでございます。同時に、
今まで作られたものに対する利子の猶
予等もあわせて考えておるわけでござ
いまして、これによつて日本の海運企業
の基盤整備は長期的な状態において行
なわれるといふうな考え方でございま
す。御承知のとおり、海運、肥料、石炭に
対しては、管内よりも以上に大ばんふ
るまいをしたといふうな世評もあるのでこ
ざいますから、いかに政府がこれらの

問題に対して抜本的な施策を立てるような熱意を持つておるかを御理解賜りたいと存じます。

造船に対しても、先ほど申し上げたおり、今まで輸出といふものに対しては非常にウエートが置かれておらました。が、延べ払い等がだんだんとくなつてくるというような実情を考えると、いつ返つてくるかわからぬ。いよいよ輸出造船といふものにウエートを置くか、国内造船といふものにウエートを置くかという問題に対しても、十分検討すべきでありまして、財政当局としましても国内造船の増大ということに対しても意を用いておるのでござります。(拍手)

が國の國際収支の改善に寄与せしめる
ということであります。この海運業の
再建整備に関する臨時措置法案及び利
子補給法の改正案には、この点につい
ての万全の備えがないであります。
すなわち、開銀利子等の支払い猶予の
きびしい前提条件とされている海運企
業の革命的な整備そのものは、国内だ
けの過当競争を抑制し、企業基盤の若
干の強化には役立つであろうことは、
容易に理解されるのであります。が、し
かしながら、日本の海運を今日のごと
くに至らしめた原因是、總理もすでに
御承知のとおり、戰時補償が打ち切ら
れたことにあるのであります。このた
めに、建道資金の八割を他人資本に依
存せざるを得ぬこととなり、わが国全
産業の中で最悪の資本構成に追い込ま
れて、借金と利子の支払いに全神経を
集中することを余儀なくされているの
が実情であります。このような実情に
ある海運業に対し、強力な國家的助成
案を講じ、借金と利子の支払い等に神
経をすり減らすことなく、積極的な諸
施策、すなわち、船舶の高性能化、航
路の整備、集貨の合理化を行なつて、
国際競争に耐え得る企業体質になるよ
う努力することが必要であると考える
ものであります。特に、米国のこと
く、ペイ・アメリカン政策を強化し、
自國船主義を推進している國があるこ
とは、わが國海運業の發展の上で大き
な障害となつてゐるのであります。わ
が国の海運が、これらの障害を排除し
て健全な姿になるためには、今回の利
子支払い猶予を中心とした政府提案の
内容では不十分であり、次のような措
置を講ずることが絶対に必要であります。

の大きいわが国が外貨収支の面からい
かに不利な条件に立たされているかるを
考えれば、シップ・アメリカン運動に
対して、断固たる態度を表明し、外交
交渉を開始することは、きわめて急を
要するのであります。

右三点のうち、低性能船の解撤につ
いては、必ずしも解撤することが目的
ではなく、他に有効な方法、たとえば、
すでに賠償の義務づけられた諸国に
対して、現金賠償にかけて支払うこと
も一つの方法と思うのであります。

以上のことは、日本の外航海運に対し
て、本案と同時に施策すべき基本的な
要素であり、これらの施策が並行して
とられないならば、わが國海運業の立
ち直りは期待できず、再度の資金援助
が必要となり、財政的負担を大きくす
ることとなるであろうと考えるもので
あります。総理の御所見を承りたいと
存じます。

次に、運輸大臣にお伺いをいたしま
す。

第一に、この法案が成立したなら
ば、その実施の前提条件となつている
企業整備について、すでに業界ではオ
ペレーターを中心として企業合同の準
備が進められておりますが、現在の様
子では金融機関の系列別に合同が進む
ことになりそうであります。この場合、
大手の金融機関につながらない、また
特定のオペレーターにもつながらない
オーナーは、一体どのような形で合同
するのか。何らの指針も示されていな
いのは、このようなオーナーは自滅せ
よということなのか。大臣の見解を承
りたいと思います。

第二に、内航の海運対策についてで
あります。今や内航危機、三十六年半

の大きい我が國が外貨収支の面からいわ
かに不利な条件に立たされているかるを
考へれば、シップ・アメリカン運動に
対して、断固たる態度を表明し、外交
交渉を開始することは、きわめて急を
要するのであります。

右三点のうち、低性能船の解撤につ
いては、必ずしも解撤することが目的
ではなく、他に有効な方法、たとえば、
すでに賠償の義務づけられた諸国に
に対し、現金賠償にかえて支払うこと
も一つの方法と思うのであります。
以上のことは、日本の外航海運に対し
て、本案と同時に施設すべき基本的な
要点であり、これらの施策が並行して
とられないならば、わが國海運業の立
ち直りは期待できず、再度の資金援助
が必要となり、財政的負担を大きくす
ることとなるであろうと考えるもので
あります。総理の御所見を承りたいと
存じます。

次に、運輸大臣にお伺いをいたしま
す。

第一に、この法案が成立したなら
ば、その実施の前提条件となつている
企業整備について、すでに業界ではオ
ペレーターを中心として企業合同の準
備が進められておりますが、現在の様
子では金融機関の系列別に合同が進む
ことになりそ�であります。この場合、
大手の金融機関につながらないまた
特定のオペレーターにもつながらない
オーナーは、一体どのよくな形で合同
するのか。何らの指針も示されていな
いのは、このようなオーナーは自滅せ
よということなのか。大臣の見解を承
りたいと思います。

基づく国家の社会的要請とは、全く相
いれられないものであります。すなわ
ち、マン・パワー政策は、戦時における
國家総動員計画の原理を平時化恒久
化したものであり、人間が、一国の産
業と軍備の両体系の中に、適材適所主義
の原則に従いながら、どんな比例に
おいて配分配置されねばならないかと
いう、国家の一元的な策定を前提とし
た人的資源を意図しております。この
ことに対しまして、アイゼンハワーが
その任期終了の演説において、「アメ
リカの民主主義は、今、新しい巨大な
陰険な脅威にさらされている。それは
軍部と産業プログラミングと称すべき脅威で
ある」と指摘いたしてるのであります。
す。文部省発行の教育白書の主張は、
アイクが新たな民主主義の脅威と指摘
しているその政策推進の一役をになつ
てゐるアメリカの国防教育法に全く類
似しているものを見出すことができる
のであります。学長認証の制度は、こ
の目的遂行を容易ならしめるための大
学長に対するまず第一の鋤口令とも見
るべきではないでしょうか。首相は、
大学本来の目的やその社会的使命と所
得倍増のための人づくり、特にマン・
パワー政策の推進との関係を、どのように
考えておられるか、所信を承りたい
のであります。

となつてゐるにもかかわらず、「総長」という公式文書を出しているやに聞いておりますが、まことに笑止千万にちがひません。特權意識というべきであります。しかし、給与にまで差をつけ、あまたつさえ、東大、京大のみに二万円上げてゐるといふ、国立大学学長を三段階に差別いたしてゐるのであります。このことは、学校差別を法律で公然と懲罰されし、従来の学閥、門閥にさらに拍車をかけることになると思うが、大臣の所信を承ります。

第二に、天皇が認証することにした点についてであります。政府は、この制度により、学長の国家的社會的地位の向上を目指したと言つています。しかししながら、大学の教授は、真理の穿明者として、天皇に対してもこれを教授する立場にあります。これを天皇に認証させることなどははなはだしいといふべきであります。國家的社會的地位の向上のための本來的課題は、大学の自治が保障され、學術研究のための予算や設備が充備し、全教官の待遇の改善がはかられ、特に研究の成果やその所論が尊重され、かりにも、曲学阿世の徒などといった思想や、文部大臣荒木萬壽夫君のごとく、公開の席上において学者の個人名をあげてこれを誹謗するがごときは、厳に慎むことが肝要であると申します。これに対し、荒木大臣の見解を承ります。

第三には、大学や教授の評価は、その規模とか伝統の古さによつてなさるべきものではなく、その専門の學術研究に対する熱意やその造詣の深さ、あ

るいは人類への貢献等によるべきで、行政的手腕に重点を置いて学長が選ばれることなきにあらずであります。今回の制度により、逆に大学間の格差を生じ、大学協会自体の運営や、さへは、学内の運営についても支障をきたす。むしろ文部省は、この際、博士が教授、助教授とかいった、千数百人の大宝令の遺物のごとき階級制や、下の差をなくすことこそが、学問の由のよりよい保障となると思うが、臣の所見を承ります。

第四には、政府は、この措置によって、大学の教職員、さらには教育者全体の地位を高めたいといつています。教育基本法には、教員の身分の保障が給与の適正が特記されておりますが、文部大臣は、現行の給与によつてこれの地位を高めたい、待遇の改善をかりたいといつてゐるが、いついかなる方法で、大学の教職員の給与、研究費の引き上げ、特に教育者全体の地位の向上をはかるうとするのか、その具体的な政策をお聞きいたしたい。

最後に、人事院総裁にただしたいことがあります。人事院は、今回の七大公の給与改訂によって、他の大学にも善措置を講ずる旨、新聞報道をいたしましたが、すでに昨年七月ごろから文教委

会において、その政策、見解を明らかに表明しておつたのであります。この実にかんがみまして、人事院が給与定勧告にあたつて、大学教職員全体に対する格段の配慮を行なわなかつたは、いかなる理由に基づくか。またその際、他の大学の学長、教官全員に対する別途の勧告を行なわなかつたは何ゆえか。また、提案趣旨の中は、大学の教職員はもちろん、教育全体の給与の改善、地位の向上をはりたいと述べておるが、人事院として、この点について、いついかなる方法によつて、大学の教職員の給与改あるいは教職員全体の給与改善の位置、勧告を行なおうとしているのかうか、この点につきまして絞裁の見をただしたいと思ひます。(拍手)

改善に資したい。その他の大学といえども、今申し上げましたような条件が整備するにしたがって、この例にならるべき筋合いであることは、申し上げるまでもないことと考えておるのであります。したがつて、本質的な矛盾ありとの御指摘でございますが、矛盾はないと考えております。

また、学者の名前をあげて私が批判しておることを御指摘でございます。学者といえども、学者として、憲法法の保障する学問の自由、あるいは学園内における大学の自治に関連する行動そのことは、憲法及び慣習法のもとに、厳に守られていかねばならない。それは文部省といえども当然守らねばならないことは、申し上げるまでもございません。ただし、学者といえども、法政日本においては、法律の趣旨にしたがつて行動すべきことは当然でありますから、その意味において申し上げたのであります。

学長を總長という名称に今度しようとしておりますことそのことについても、御発念のあるよろんなお話をございましたが、認証官という任用形式そのものが、今日特定の大学で申せば、何々大学の学長という、特定の学長に密着した制度として理解されておりますために、学長の中では、先ほど申し上げましたような特色に重点を置いて待遇改善せんとなれば、現在、豊瀬さんも御承知のように、文部教官ということで官職名が呼ばれておりますけれども、その中で、今申し上げるよろな認証官の性格から申しまして、別途の表現をする手続上の必要があるわけでござります。そこで、認証官の取り扱い

を受ける学長に限り、それに関連する限りにおいて、従来慣行されており、習熟しております大学総長という名前を、便宜借用に及んだという以上の意味はないであります。このことは提案理由にも申し上げたとおりでございまして、總長と申しましても学長であることには間違いない。現行法令によれば、他の学長と何らの身分地位の差別はありません。待遇の金額に差があるなど、さういふことはございません。

その次に、待遇改善の一、いわば、突破口といふような気持も含めて、七七大學生の学長を認証官扱いにするということですが、その他の学長はどうするのか、あるいはまた研究費の増額等をはかるべきではないかと、いろいろ尋ねてお尋ねであります。先ほどもちょっと触れましたが、教育、教育者の待遇の改善は、直接には、人事院の問題でございますが、この認証官制度を機縫として、文部省としましても、一般教育者の待遇改善をはかるために、さらに努力をしていきたいと考えておるのであります。

教育研究費、学生経費等は、国立大学における研究教育の原動力をなすものであることは、お説のとおりだと思います。戦前水準相当額を目標にいたしましたして、国立大学予算中に、最重要的な事項として、毎年度、いささか努力を積み重ねてきておる次第であります。教官研究費について、具体的な例をちよつと申し上げますならば、三十一年度五十一億のものが、三十八年年度には、約倍額の百億の内容として、御審議をお願いしつつあるところであります。学生経費につきましても、昭和三十四年度十三億見当のものが、三十九

八年度は二十四億見当まで前進して參りました。これで、むろん十分とは言えませんが、今後、さらに、この面につきましても努力すべきことは当然心得ております。(拍手)

○政府委員佐藤達夫君 お答え申上げます。

ただいま新聞報道を引用して、人事院の態度についてお尋ねでございまして、たが、実は、今回の法案が提出されまして前に、人事院といたしまして、政府側に対し意見を申し入れておるのであります。その意見の中で、今回の幹事会の引き上げが実現されました既に七月一日には、これとの均衡上、他の学長等の職員の給与について、慎重に検討する必要があるということを申し入れておるのであります。そのことに若干の推測が加わって報道されたのではないのかと存じます。今内容の示しますように、人事院といたしましては、そういう心がまえ、そういう態度でおるわけをごぞいまして、今回の段階でも、もちろん結論は出ておりませんけれども、検討は必要であると考えております。もちろん、申すまでもありませんが、そのほうの検討は人事院の独立性の立場において検討すべきであることは当然であります。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

質問の件、

岡田宗司君から、日韓会議に関する緊急質問が提出されております。岡田

君の緊急質問を行なうことに御異議ございませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(栗宗雄三君) 御異議ないと認めます。発言を許します。岡田宗司君。

【岡田宗司君登壇、拍手】

○岡田宗司君 私は日本社会党を代表して、最近の混乱をきわめている韓国政情の動揺と混亂の原因と見通しについて、辦理並びに外相に対し、以下数点にたって質問するものであります。

まず第一に、最近の韓國の政情の動揺と混亂の原因と見通しについて、辦理の、国民党を納得させることでの、ような、はつきりした見解を伺いたいのであります。

辦理並びに外相は、現朴政権が強みな安定政権であり、今度こそこの政権との間に、両国間に横たわる諸懸案を解決して、日韓両国の国交の正常化を達成できるという評価と確信をもつて、会談を積極的に押し進めてきたのであります。

【議長退席、副議長着席】

政府は、韓国において、軍政から民政への移行が行なわれないうちに、れど、軍事政権が、韓国民民に有無を言わせぬまま、國交正常化の条約に調印することを期待し、そのためには、国民党を納得させる理由のない無償有償合併を五億ドルといふ、実に莫大な金額を、韓国に供与するという約束を、大平、金両氏の間に取り結んだのであります。しかしに、朴軍事政権を、強力な安定化した政権であり、交渉の相手方として適当であると信じ切っていたあなたたの政府にとりまして、全く晴天のへきれきのような事態が、一月二十一日

に、金東河氏の突如最高会議委員の辞任をきっかけといたしまして、韓国の政治の上に起つたのであります。朴政権のナンバー・ツーの実力者、金鍾泌氏の失脚、朴議長の大統領選挙不出馬、韓国国民の軍政に対する失望と不信、野党的動きの活発化等々、韓国の政情は激動し、たとい各政党が、形式的には朴議長の提示しました九項目に同意いたしましても、政局の安定は見込みが立たず、次から次へと予想せざる異変が起つる形勢にあります。總理は、この動搖と混亂は、民政移管のための苦悶であり、民主化への陣痛であつて、やがて安定するだらうから、日本政府は今会談を中止するつもりはない、しばしば繰り返して断言しておられるのであります。あなたの主観的意図はどうであろうと、また、あなたたの朴政権に対する同情はどうであらうと、現在の変転を挽回する努力の政治情勢は、会談を続けることを不可能ならしめ、あなた方が幾ら会談を進めようとしても、できないようになります。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 国立大学総長の任免

緊急質問の件

- (g) 「航空企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空会社をいふ。

(h) 「輸輪以外の目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込み又は積卸し以外の目的で着陸することをいふ。

(i) 「附表」とは、この協定の附表又は第十四条の規定に従つて改正される同附表をいふ。

(j) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

各締約国は、他方の締約国に対し、その指定航空企業が附表に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、かつ、運営することができるようにするため、この協定で定める権利を許与する。

第三条

(1) いずれの特定路線における協定業務も、第二条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことと条件とし、かつ、次のことを行なわれた後でなければならない。

(a) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

(b) 権利を許与する締約国が当該航空企業に対し自国の法令に従つて適当な運営許可を与えること。

と。同締約国は、(2)及び第六条

第一
季

(1) 各締約国は、他方の締約国に対する路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」）を開設し、かつ、運営することができるようするため、この協定で定める権利を許与する。

第三条

(a) いすれの特定路線における協定業務も、第二条の規定に基づいて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことと条件とし、かつ、次のことを行なわれた後でなければならない。

(b) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定すること。

- (1)の規定に従うことを条件として、遅滞なくこの許可を与えなければならない。

(2)一方の締約国が指定した航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その航空企業に要求することができること。

第四条

- (1) 各締約国の指定航空企業は、この協定の規定に従うことを条件として、特定路線における協定義務を運営する間、次の特権を享有す

- (a) 他方の締約国の領域を無着陸で横断飛行する特権
 (b) 運輸以外の目的で他方の締約国の領域に着陸する特権

- することができるようにするため、この協定で定める権利を譲与する。

- 業務も、第一條の規定に基づいて権利を許与された締約国との選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、第十条の規定に従うことを条件とし、かつ、次

- (2) 権利を許与された締約国が当該路線について航空企業を指定のことが行なわれた後でなければならない。

- (1) 一方の総合田の指定航空企業が、運営する協定業務に従事する航空機並びに当該航空機上に積載されている正規の装備品、予備部品、燃料、潤滑油及び航空機貯蔵品

- (1) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が当該航空企業を指定した締約国又は当該締約国

(2) 一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内で積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品で、協定業務のために使用されるものは、当該他方の締約国の関税規則に従うことを条件として、関税、検査手数料その他のこれらに類似する課徴金を免除される。

(3) 一方の締約国の指定航空企業のために輸入される燃料、潤滑油及び航空機貯蔵品で、その指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内で税關当局の監視の下に保管されるものは、当該他方の締約国の関税規則に従うことと条件として、関税、検査手数料その他のこれらに類似する課徴金を免除される。

(4) (1)、(2)及び(3)に掲げる燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、税關当局の監視又は管理の下に置くことを要求することができる。

- (2) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業が(1)に掲げる特権を享受する場合、当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課す権利を留保する。但し、当該航空企業によるそれらの特権を享受する権利を取消す権利又は当該航空企業によるそれらの特権を享受する権利を停止する権利又は当該航空企業によるそれらの特権の行使に対し必要と認める条件を課す権利を留保する。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航行の安全上の理由により、即時に停止し又は条件を課すやむをえない必要がある場合は除くほか、この権利は、他方の締約国と協議した後にのみ行使しなければならない。

- (1) 締約国が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有すればならない。

(2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定して約国の領域から発し、又はその地域へ向から旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理に利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。当該航空企業を指定した以外の国の領域内の特定路線上点で積み込み、かつ、積み卸寄、貨物及び郵便物の運送は、送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 国の領域への及びその領域の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経る地域の地方的及び地域的な考慮した上でその地域の輪需要

第十条

第十条

- (1) 締約国が指定する航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有すればならない。

(2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定して約国の領域から発し、又はその域へ向から旅客、貨物及び郵便の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理に利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。当該航空企業を指定した以外の国の領域内の特定路線上点で積み込み、かつ、積み卸寄、貨物及び郵便物の運送は、送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) 国の領域への及びその領域の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経る地域の地方的及び地域的考慮した上でその地域の運輸需要

第十条

第九条

- (1) 締約国は、該該航空企業が提供する協定業務に対する権利を有する。
 (2) 指定航空企業が提供する協定業務は、該該航空企業を指定し、又はその協約国の領域から発し、又はその地域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される要量に適合する輸送力を合理利用率において供給することを第一次の目的としなければならない。当該航空企業を指定した外の国の領域内の特定路線上点で積み込み、かつ、積み卸客、貨物及び郵便物の運送は、送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行われなければならない。

(a) その航空企業を指定した國の領域への及びその領域の運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が経る地域の地方的及び地域的考慮した上でその地域の輸需要

ウエイト政府との間の協定の締結について承認を求める件
航空業務に関する日本国政府とタグエイト政府との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

右
ウエイ特政府との間の協定の締結について承認を求める件

「審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載」

6

ソ又はドーハー・カラチ・ボンベイ
ラングーン・バンコック・クーパー・サ
イゴン・香港又はマニラ・東京
アラブ連合共和国内の地点
クウェイト・ダーラン、バーレ
ン又はドーハ・カラチ・ボンベイ
クアラ・ランプール・マニラ又
は香港・東京

b イゴン—香港又はマニラ—東京
アラブ連合共和国内の地点—

ン又はドハーカラチーボンベイ
又はニュー・デリー——カルカタ
——ラングーン——バンコック——サ

航空業務に関する日本国政府と
クウェイト政府との間の協定

両国が千九百四十四年十一月七日にシカゴで署名された国際民間航空約の当事国であるので、また、それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設し、かつ、運営するために協定を締結することを希望するので、次のとおり協定した。

(d) 「航空業務」、「国際航空業務」、「航空企業」及び「運輸以外の目的での着陸」という語は、条約第九十六条においてそれぞれ定める意味を有する。

(e) 国に関する「領域」とは、その國の主權、宗主權、保護又は委託統治の下にある陸地及びこれに隣接する領水とす。

各締約国は、他方の締約国にし、その締約国の一又は二以上の指定航空企業が附表に定める路線（以下「特定路線」という。）における国際航空業務（以下「協定業務」という。）を開設し、かつ、運営することができるようとするため、この協定で定める権利を許与する。

(a) 権利を譲り受けた締約国が、該路線について一又は二以上の航空企業を指定すること。

(b) 権利を許すする締約国が当該航空企業に対し自國の法令に従つて適當な運賃許可を与えること。同締約国は、遲滞なくこの許可を与えないければならない。もつとも、第十条の規定に従つて定められた運賃が協定業務に閑して実施されていることを条件とする。

(b) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、クウェイトにあつては民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務を遂行する権限を有する人又は機関をいう。

(c) 「指定航空企業」とは、第四条の規定に従い、一方の締約国が、他方の締約国に対し、通告書により、その通告書に定める路線における航空業務の運営に

(2) (i) 「附表」とは、この協定の附表又は第十二条(2)の規定に従つて作成される同附表をいふ。
附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

(2) (1)の規定は、一方の締約国が
空企業に対し、有償又は貸切り
他方の締約国の領域内の別の地
に向けて運送される旅客、貨物
は郵便物をその領域内においてま
み込む特権を与えるものとみな
てはならない。

(1) 第四条

いすれの特定路線における協
業務も、第二条に基づいて権利
許与された締約国の選択により、
即時又は後日開始することがで
る。ただし、次のことが行なわ
た後でなければならない。

(2) 各締約国は、指定航空企業が第三条に定める特権を許すする締約国の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業による前記の特権の行使を停止し、又は、当該航空企業によつては、その航空企業の指定を受諾することを拒否し、これに対しても第三条に定める特権を与えず、若しくは取り消し、又は、その航空企業によるそれらの特権の行使について、必要と認める条件を課する権利を有する。

(1) この協定の適用上、文牒により別に解釈される場合を除くほか、(a) 「条約」とは、一千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名のため開放された国際民間航空条約をいい、かつ、同条約第九十条及び属書並びに同条約第九十一条及び第九十四条の規定に基づいて行なわれる同附属書又は同条約の改正を含む。

(b) 「航空当局」とは、日本国においては運輸大臣及び同大臣が現在遂行している民間航空に関する任務又はこれに類似する任務を遂行する権限を有する人又は機関をいい、クウェイトにあつては民間航空局長官及び同長官が現在遂行している任務を遂行

(f) 航空機に関して「輸送力」とは、路線の全部又は一部において利用することができるその航空機の有償積載量をいう。

(g) 第二条に定義されている「指定業務」に關して「輸送力」とは、その業務において使用される航空機の輸送力に特定の期間及び特定の路線の全部又は一部にかかるその航空機の運航回数を垂じたものをいう。

(h) 「チエンジ・オブ・ゲージ」とは、指定航空企業が、路線の一部にその路線の他の部分に使用される航空機と輸送力が異なる航空機を使用するような形態で航空業務を運営することをいふ。

(2) における協定業務を運営する間、
他の方の締約国の領域を無着で横断飛行する特権の特権を享有する。

(a) 他の方の締約国の領域に着陸する特権

(b) 運輸以外の目的で他の方の締約国に着陸する特権

(c) 國際運輸の対象たる旅客、貨物及び郵便物の積卸し及び積みのため、当該特定路線にて附表で定める他の方の締約国領域内の地点に着陸する特権

(1) の規定は、一方の締約国の大空企業に対し、有償又は貸切りて他方の締約国領域内の別の地点に向けて運送される旅客、貨物は郵便物をその領域内においてのみ込む特権を与えるものとみなさなければならない。

方の締約国が指定した一又は二以上の航空企業が同航空当局により國際航空業務の運営に通常かつ合理的に適用される法令で定める要件を満たすものである旨を立証することを、その航空企業に要求することができる。

(2) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」といふときは、別段の定めがある場合を除くほか、附表を含むものとする。

業務も、第二条に基づいて権利許与された締約国の選択により即時又は後日開始することがで
る。ただし、次のことが行なわ
た後でなければならない。

國の法令を遵守しなかつた場合又はこの協定で定める条件に従つて運営しなかつた場合には、当該航空企業による前記の特権の行使を停止し、又は、当該航空企業によ

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 航空業務に関する日本国

一五七

るそれらの特権の行使について、必要と認める条件を課する権限を

るそれらの特権の行使について、必要と認める条件を課する権限を有する。ただし、即時に特権の行使を停止し又は即時にこれに条件を課することが、法令にさらに違反することを防止するため必要であると認められる場合又は航行の安全上必要である場合を除くは協議した後にのみ行使しなければならない。

一方の締約国がこの条の規定に基づいて措置を執る場合において、第十三条の規定に基づく他方の権利は、害されるものではない。

(1) 両締約国の「一又は二以上の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。」

(2) 協定業務を運営するに当たつては、各締約国の一又は二以上の指定航空企業は、他方の締約国指定期空企業が同一路線の全部又は一部において提供する業務に不当な影響を及ぼさないように、その他方の締約国指定航空企業の利益を考慮しなければならない。

(1) 締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、協定業務に対する公衆の要求と密接な関係を有しなければならない。

(2) 指定航空企業が提供する協定業務は、当該航空企業を指定した締約者は、

(3) 約国の領域から発し、又はその領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対する当該時期における需要量及び合理的に予測される需要量に適合する輸送力を合理的な利用率において供給することを第一の目的としなければならない。

当該航空企業を指定した國以外の國の領域内の特定路線上の地点で積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送は、輸送力が次のものに関連すべきであるという一般原則に従つて行なわなければならない。

(a) その一又は二以上の航空企業を指定した締約國の領域への及びその領域からの運輸需要

(b) 直通航空路運営の要求

(c) その航空企業の路線が經由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上で、その地域の運輸需要

第八条

(a) 一方の締約國の一又は二以上の指定航空企業は、次の条件に従つてのみ、他方の締約國の領域内の地点においてチャレンジ・オブ・ゲージを行なうことができる。

(b) 運営の経済上正当と認められること。

(c) 当該一方の締約國の領域内にある末端地から遠い区間に使用される航空機の輸送力が末端地に近い区間に使用される航空機の輸送力よりも小さいこと。

(a) は、大きい輸送力を有する航空機から又は大きい輸送力を有する航空機に積み替える貨客を運送するためには該地點に到着するものでなければならず、その輸送力は、この目的を第一に考慮して定められなければならない。

(b) 十分な量の直通貨客があること。

(c) 第九条

(1) 各締約国は、自國の一又は二以上の指定航空企業が、他方の締約國の航空當局に対し、附表において合意された航空路線の運営を開始する前に、運賃表の写し、時間表その他協定業務の運営に関する適當な情報（その後におけるその情報の修正を含む。）を提供するようにならなければならない。

(2) いずれか一方の締約國の航空當局は、他方の締約國の航空當局の要請があつたときは、該航空當局に対し、自國の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とする定期の又はその他の統計表を提供しなければならない。その統計表は、前記の航空企業が協定業務において運送する貨客の總計並びにその貨客の出発地及び目的地を知るために必要なすべての

(1) いすれの指定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（たとえば、速力及び設備の程度）及び特定路線のいずれかの部分についての他の航空企業の運賃を含むすべての関係要素に十分な考慮を払い、合理的な水準に定めなければならない。これらの運賃は、次の規定に従つて定めるものとする。

(5) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局が当該運賃について満足しない場合には、効力を生じるものとする。ただし、第十三条④の規定に基づく場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

第十一一条

(1) 一方の締約国は、自國の領域内に他方の締約国若しくはその一若しくは二以上の指定航空企業により又はそれらの名において航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、その航空企業の航空機により又はその航空機内で使用することのみを目的とするものに対し、関税、検査手数料その他これらに類似する国若しくは地方公共団体が課する租税及び課徵金について、国際航空業務の運営に從事する自國の航空企業又は最恵国との航空企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。

(2) 一方の締約国の一又は二以上の指定航空企業の航空機上に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品は、それらの物品が当該

航空機により他方の締約国の領域内における飛行中に使用される場合にも、その領域内において、関税、検査手数料その他これらに類似する租税又は課徴金を免除される。前記の免除を受けた物品は、他方の締約国の税關当局の許可を得てのみ取り卸すことができる。これらの物品は、再輸出されるべきものであるときは、税關の監督の下に再輸出されるまでの間、保税倉庫に置かなければならぬ。

(3) 各締約国がその管理の下にある空港及びその他の施設の使用について他方の締約国の一又は二以上の指定航空企業に譲り、又は譲ることを許す料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国航空企業又は国際航空業務に從事する自國の航空企業が当該空港その他の施設を使用するため支払う料金よりも高額のものであつてはならない。

(4) 両締約国は、この条の規定に基づいて行なわれた決定を守ることを約束する。

(5) いずれか一方の締約国が仲裁裁判所又は人若しくは機関に紛争を付託することに同意しないときは、

は、他方の締約国は、国際司法裁判所長が任命する仲裁裁判所に紛争を提出する権利を有する。

(6) 一般的な多數国間の航空運送条約が両締約国に關し効力を生じたときは、この協定は、その条約の規定に適合するように改正しなければならない。

(7) 第十三条

この協定の解釈又は適用に關して両締約国間に紛争が生じた場合には、両締約国は、まず、両国の間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

(8) 両締約国は、交渉によつて紛争を解決することができなかつときは、その紛争を、仲裁裁判所又は、その他の人若しくは機関に、決定のため付託することを合意することができる。仲裁裁判所は、次のように構成される。

(9) 各締約国は、一人の仲裁委員を指名する。

(10) 議長となる第三の仲裁委員は、両締約国間で合意されなければならない。六十日以内に合意することができないときは、

一方の締約国は、その憲法上の手続に従つて承認せねばならない。この協定は、各締約国により

りその憲法上の手續に従つて承認せねばならない。

昭和三十八年一月二十七日 参議院会議録第十一号 航空業務に関する日本国とアラブ連合共和国との間の協定の締結について承認を求める件外一件

されなければならず、かつ、その承認を通じる外交上の公文が交換された日に効力を生ずるものとする。

する。

第四条第三項中「狩獵免状」ヲ「狩獵免許」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。
都道府県知事ハ狩獵免許ヲ受クル者ニ對シ狩獵免狀ト共ニ狩獵免許ヲ受ケタルコトヲ表示スル記章ヲ交付ス
狩獵免許ハ狩獵免狀ヲ交付シタル都道府県知事ノ管轄スル区域内ニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ
第五条第二項中「経過スルニ非ザレバ」の下に「当該取消ニ係ル狩獵免許ニ付テハ取消ヲシタル都道府県知事ノ」を加える。
第六条第二項中「其ノ免許」を「其ノ狩獵免許」に改める。
第七条中「次条第一項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケザル者ニシテ同項各号」を「次条第二項ノ証明書ヲ有セザル者ニシテ同条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。
都道府県知事狩獵免許ヲ為スニ当リテハ當該都道府県ノ区域内ニ於ケル鳥獸ノ棲息狀況其ノ他ノ事情ヲ勘案スルト共ニ必要アリトル者ノ狩獵ヲ為スニ必要ナル適性ノ有無ヲ審査シテ之ヲ為スモノトス
第七条ノ一第一項中「知識ノ普及及向上」を「知識ヲ修得セシムルコト」に改め、同条第一項中「前項を「第一項」に、「鳥獸審議会」を「中央鳥獸審議会」に改める。
第七条ノ二第一項の次に次の二項を加える。
都道府県知事ハ政令ノ定ムル所ニ依り前項ノ講習会ニ於ケル講習ヲ受ケ其ノ課程ヲ修了シタル者ニ対シ証明書ヲ交付ス
第八条第一項中「其ノ免許」を「其ノ狩獵免許ノ全部又ハ一部」に改める。
第八条ノ二第一項中「特に必要アリトキハ」を「必要アリト認ムルトキハ」に改める。

第八条ノ二第六項中「第三項」を「第一項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項及び第五項中「鳥獣保護区」を「特別保護地区」に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。
農林大臣又ハ都道府県知事ハ鳥獣ノ保護蕃殖ヲ圖ル為特ニ必要アリト認ムルトキハ政令ノ定ムル所ニ依リ鳥獣保護区ノ区域内ニ特別保護地区ヲ指定スルコトヲ得
第一条ノ第四項及第五項ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス
第八条ノ二第二項を削る。
第九条を次のよう日に改める。
第九条 都道府県知事ハ一定ノ地域ニ於ケル狩獵鳥獸ガ減少シタル場合ニ於テ其ノ増加ヲ圖ル為必要アリト認ムルトキハ三年以内ノ期間ヲ定期メ休獵区ヲ設定スルコトヲ得
第十一条第二号を次のよう日に改める。
二 休獵区
第十四条第一項から第二項まで中「入獵規程」を「獵区管理規程」に改め、同条第七項を次のよう日に改める。
獵区設定ノ獵区内ニ於ケル狩獵鳥獸ノ保護蕃殖上必要アリト認ムルトキハ其ノ生育及蕃殖ニ必要アリト認ムルトキハ施設ノ設置、狩獵鳥獸ノ人工作業、放牧鳥獸等当該獵区ノ持管者ヲ委託受ケタル者(以下受託者ト称ス)ハ當該事務ニ要スル費用ヲ負担スル者ニ委託スルコトヲ得
第十四条第七項の次に次の二項を加える。
前項ノ規定ニ依リ同項ノ事務ノ委託ヲ受ケタル者(以下受託者ト称ス)ハ當該事務ニ要スル費用ヲ負担スルモノトス

受託者ハ獵区内ニ於テ狩獵ヲ為シトスル者ヨリ委託ニ係ル事務ニ要スル費用ニ充ツベキ金額ヲ徵シ其ノ収入ト為スコトヲ得第十九条ノ二第一項中「獵区内」を「休獵区」に改める。第二十条中「又ハ譲受タルコト」を「譲受ケ、又ハ販売、加工若ハ保管ノ為引渡シ、若ハ其ノ引渡ヲ受クルコト」に改める。第二十条ノ三中「卯ヲ」の下に「加工」を加える。第二十条ノ五を次のように改める。

第二十条ノ五 農林省ニ中央鳥獸審議会ヲ置く

中央鳥獸審議会又ハ都道府県鳥獸審議会ハ本法ニ依リ其ノ権限ニ属セシメラレタル事項ヲ行フノノ農林大臣又ハ都道府県知事ノ諸間開闢ニ応ジ鳥獸ノ保護審議及狩獵ニ關スル重要事項ニ付関係行政厅ニ建議スルコトヲ得

第二十条ノ五の次に次の五条を加える。

第二十条ノ六 中央鳥獸審議会ハ委員二十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係行政厅ノ職員及前条第三項ニ規定スル事項ニ關シ學識者ヲ有スル者ノ中ヨリ農林大臣ヲ任命ス

委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨げズ

委員ハ之ヲ非常勤トス

第二十条ノ七 都道府県鳥獸審議会ハ委員十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

委員ハ関係行政官ノ職員及第二十二条ノ五第二項ニ規定スル事項ニ關シ学識経験ヲ有スル者ノ中ヨリ都道府県知事之ヲ任命ス。委員ノ任期ハ二年トシ之ニ欠員ヲ生ジタル場合ノ補欠委員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス但シ再任ヲ妨げズ。委員ハ之ヲ非常勤トス。

第二十条ノ八 中央鳥獸審議会及都道府県鳥獸審議会ニ會長ヲ置キ夫々委員ノ中ヨリ之ヲ互選ス。会長ハ会務ヲ總理ス。

第二十条ノ九 前四条ニ規定スルモノ外中央鳥獸審議会及都道府県鳥獸審議会ノ組織及運営ニ關シ必要なル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム。

第二十条ノ十 鳥獸保護事業ノ実施ニ關スル事務ヲ補助セシムル為都道府県ニ鳥獸保護員ヲ置クコトヲ得。

鳥獸保護員ハ之ヲ非常勤トス。

第二十二条第一号中「第一条第一項」を「第一条ノ四第一項」に、「第四条第五項」を「第四条第七項」に改め、同条第一号中「第一条第三項」を「第二十二条第一号中「第八条第二项若ハ第四項」を「第八条ノ二第二項若ハ第五項」に改める。

第二十三条第四号中「禁獵区」を「特別保護地区、休獵区」に、「第八条ノ二第一項ノ二第三項」を「第八条ノ二第一項」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過規定)
第二条 この法律の施行後改正後の第一条ノ二の規定により最初にた

第三条 この法律の施行の際現に狩猟鳥獸として定められているものは、改正後の第一条ノ四第二項及び第四項の規定により定められたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に農林大臣又は都道府県知事がした改正前の第一条第三項の規定による捕獲の禁止又は制限であつてこの法律の施行の際現に効力を有するものは、改正後の第一条ノ四第三項から第五項までの規定により農林大臣又は都道府県知事がした禁止又は制限とみなす。

第五条 この法律の施行の際現に設定されている鳥獸保護区は、改正後の第八条ノ二第三項並びに同条第四項において準用する改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定により指定された特別保護地区とみなす。当該鳥獸保護区の区域は、改正後の第八条ノ二第三項並びに同条第四項において準用する改正後の第八条ノ二第一項の規定により設定された鳥獸保護区とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に設けられている禁猲区は、改正後の第一条ノ四第四項及び第五項の規定により指定された鳥獸保護地区とみなす。

第七条 前項の鳥獸保護区については、改正後の第八条ノ二第二項の規定は、同項の規定の適用につき、次項の規定による異議の申出がなかつたときは第四項の期間の末日まで、次項の規定による異議の申出があつたときは第五項前段の決定があるまでは、適用しない。

8 農林大臣又は都道府県知事は、この法律の施行後三十日以内に、改正後の第八条ノ二第二項の規定

(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題とすること
に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと
認めます。また、委員長の報告を求め
ます。 内閣委員長村山道雄君。

〔審査報告書は都合により第十四
号末尾に掲載〕

一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十八年二月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長宗雄二殿

(小字及び一は衆議院修正)

一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案
一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案
(一般職の職員の給与に関する法律
等の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する法律
等の一部を改正する法律案
(一般職の職員の給与に関する法律
等の一部改正)

第二条 第二条第六号中「附則第二十七
項」を「附則第二十五項」に改める。

第五号の一部を次のようによつて改
る。

第六条第一項第五号に二として
次のように加える。

二 教育職俸給表四

第十九条の二第一項中「三百六
十円」の下に「(その宿直勤務が土
曜日又はこれに相当する日に退庁
時から引き続いて行なわれる場合
次のように加える。

外の部分中「支給日現在」の下に
「退職し、又は死亡した職員にあ
つては、退職し、又は死亡した日
現在。以下次条第二項において同
じ。」を加え、「百分の九十五」を
「百分の百」に、「百分の百七十」を
「百分の百九十」に改める。

第十九条の五第一項各号列記以
外の部分中「六月十五日」を「三月
十五日(その日が日曜日に当たる
ときは、三月二十四日。以下その日
について規定している場合につい
て同じ)」、六月十五日」に改め、同
項に後段として次のように加える。
これらの支給日前一月以内に
退職し、又は死亡した職員で人
事院規則で定めるものについて
も、同様とする。

第十九条の五第一項第一号中
「六月十五日」を「三月十五日」に、
「六月以内」を「十二月以内」に改
め、同項第二号中「十二月十五日」
を「六月十五日及び十二月十五日」
に、「同日以前十二月以内」を「そ
れぞれその日以前六月以内」に改
め、同条第二項各号を次のように
改める。

一 三月十五日 百分の二十
二 六月十五日及び十二月十五
日 百分の三十
別表第一から別表第七までを次
のように改める。

にあつては、四百二十円)」を加
える。

第十九条の四第一項に後段とし
て次のように加える。

これららの支給日前一月以内に
退職し、又は死亡した職員で人
事院規則で定めるものについて
も、同様とする。

別表第一 行政職俸給表
イ 行政職俸給表(一)

職務の等級 号 倍	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
	俸給月額 円							
1	87,300	64,100	44,100	30,800	22,700	17,600	14,700	10,600
2	90,500	67,300	46,500	32,900	24,600	19,100	15,700	10,700
3	93,700	70,500	48,900	35,000	26,500	20,00	16,700	11,400
4	96,900	73,700	51,400	36,700	28,400	22,400	17,700	11,600
5	100,100	76,900	53,900	38,400	30,300	24,100	19,100	12,100
6	103,300	80,100	56,400	40,000	32,200	25,800	20,700	12,800
7	106,500	83,300	59,000	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800
8	109,700	86,400	61,600	43,400	35,600	29,200	23,600	14,600
9	112,900	89,500	64,200	45,200	37,100	30,900	25,100	15,500
10		91,900	66,700	47,000	38,400	32,300	26,500	16,500
11		93,800	68,700	48,800	39,500	33,500	27,600	16,400
12		95,300	70,700	50,600	40,400	34,300	28,700	17,300
13		96,800	72,500	52,400	41,300	35,100	29,800	18,400
14			74,000	54,200	42,000	35,800	30,500	19,400
15				55,800	42,700	36,500	31,100	20,300
16				57,300	43,400	37,200		21,000
17				58,600	44,100			21,500
18				59,700				21,400

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

口 行政職俸給表(二)

業務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	24,000	17,700	14,800	10,800	9,100
2	25,500	18,800	15,800	10,600	8,600
3	27,100	19,900	16,800	11,400	9,500
4	28,700	21,300	17,700	11,200	9,000
5	30,300	22,700	18,600	12,000	9,900
				11,800	9,400
6	31,800	24,000	19,600	12,600	10,300
7	33,300	25,300	20,700	12,500	9,900
8	34,600	26,600	21,800	13,200	10,800
9	35,900	27,900	22,900	13,200	10,500
10	37,100	29,100	23,800	13,200	13,700
11	38,000	30,200	24,700	18,100	14,400
12	38,900	31,300	25,500	18,700	15,000
13	39,800	32,200	26,300	19,300	15,600
14	40,700	33,100	27,000	19,900	16,100
15	41,500	34,000	27,700	20,600	16,600
16	42,300	34,600	28,400	21,300	17,100
17	43,100	35,100	29,100	22,000	17,600
18	43,800	35,600	29,700	22,700	18,100
19	44,500	36,100	30,200	23,300	18,600
20	45,200	36,600	30,600	24,000	19,100
21	45,900	37,100	31,000	24,600	19,700
22	46,500	37,600	31,400	25,200	20,400
23	47,100	38,100	31,800	25,800	21,100
24	47,700	38,600	32,200	26,300	21,800
25	48,200	39,100	32,600	26,800	22,500
26	48,700			27,200	23,100
27					23,700
28					24,200
29					24,700
30					25,100

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第二 稅務職俸給表

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,600 11,400
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,100 12,000
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,600 12,500
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,100 13,000
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	13,800 13,700
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	14,700 14,600
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	15,600 15,500
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	16,500 16,400
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	17,400 17,300
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	18,400 18,300
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	19,700 19,600
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	21,000 20,900
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	21,700 21,600
14			57,300	44,800	38,200	32,700	22,800 22,200
15				58,600 45,500	38,900	33,300	22,800 22,800
16				59,700			

備考 この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第三 公安職俸給表
イ 公安職俸給表(一)

職務の等級 号 俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級
	俸給月額						
1	53,900	44,100	35,000	22,800	16,700	13,700	12,300
2	56,400	46,500	36,700	24,600	17,800	14,700	12,700
3	59,000	48,900	38,400	26,500	19,300	15,700	13,100
4	61,600	51,400	40,000	28,400	20,900	16,700	13,700
5	64,200	53,900	41,700	30,300	22,500	17,800	14,700
6	66,700	56,400	43,400	32,200	24,200	19,200	15,700
7	68,700	58,500	45,200	34,300	25,900	20,800	16,700
8	70,700	60,100	47,000	36,000	27,600	22,300	17,800
9	72,500	61,700	48,800	37,700	29,300	23,900	19,200
10	74,000	63,000	50,600	39,400	31,000	25,500	20,800
11		64,300	52,400	41,000	32,600	27,100	22,300
12		65,600	54,200	42,800	34,000	28,700	23,900
13		66,900	55,800	43,200	35,300	30,300	25,500
14			57,300	44,100	36,300	32,000	27,100
15			58,600	44,800	37,300	33,400	28,700
16			59,700	45,500	38,300	34,500	30,300
17				46,200	39,300	35,500	31,600
18				46,900	40,300	36,400	32,800
19				47,600	41,100	37,200	33,700
20				48,300	41,900	38,000	34,600
21				49,000	42,600	38,800	35,300
22					43,300	39,500	36,000
23					44,000	40,200	36,700
24					44,700	40,900	37,400
25					45,400	41,600	38,000
26						42,300	38,600
27						43,000	39,200
28							39,800
29							40,400

備考 この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

一六四

口 公安職俸給表(二)

職務の等級 号	俸 俸給月額	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
1	53,900	44,100	35,000	26,500	20,800 20,700	16,700 16,600	11,900 11,700	10,000 9,500	
2	56,400	46,500	36,700	28,400	22,400	17,700 17,600	12,400 12,300	10,400 10,000	
3	59,000	48,900	38,400	30,300	24,100	19,200 19,100	12,900 12,800	10,900 10,500	
4	61,600	51,400	40,000	32,200	25,800	20,700 20,600	13,700 13,600	11,400 11,100	
5	64,200	53,900	41,700	34,100	27,500	22,100	14,500 14,400	11,900 11,700	
6	66,700	56,400	43,400	35,600	29,200	23,600	15,500 15,400	12,400 12,300	
7	68,700	58,500	45,200	37,100	30,900	25,100	16,500 16,400	12,900 12,800	
8	70,700	60,100	47,000	38,500	32,700	26,500	17,500 17,400	13,400 13,300	
9	72,500	61,700	48,800	40,000	34,200	27,900	18,800 18,700	14,300 14,200	
10	74,000	63,000	50,600	41,200	35,100	29,300	20,200 20,100	15,300 15,200	
11		64,300	52,400	42,300	35,900	30,600	21,500	16,300 16,200	
12		65,600	54,200	43,200	36,700	31,400	22,900	17,800 17,200	
13		66,900	55,800	44,100	37,500	32,100	24,200	18,500 18,400	
14			57,300	44,800	38,200	32,800	25,500	19,700 19,600	
15				58,600	45,500	38,900	33,500	26,500	20,800 20,700
16					59,700	39,600	34,200	27,400	21,800 21,700
17						40,300	34,800	28,300	22,700 22,600
18							35,400	29,000	23,600 23,500
19							36,000	29,700	24,400 24,300
20								30,300	25,200 25,100
21								30,900	26,000 25,900
22								31,500	26,600 26,500

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第四 海事職俸給表

イ 海事職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	47,400	35,500	26,000	18,200	12,400
2	50,000	38,100	28,300	19,500	12,300
3	52,600	40,700	30,600	20,800	12,300
4	55,200	43,300	32,900	22,100	13,500
5	57,800	45,400	35,100	23,900	14,400
6	60,400	47,300	37,300	25,700	15,600
7	63,000	49,100	39,500	27,500	16,900
8	65,500	50,900	41,700	29,300	18,200
9	68,000	52,700	43,300	31,100	20,400
10	70,500	54,500	44,500	32,900	21,500
11	72,600	56,300	45,700	34,400	22,900
12	74,200	57,900	46,700	35,800	24,300
13	75,700	59,200	47,700	37,100	25,600
14	77,000	60,500	48,600	38,000	26,800
15	78,300	61,600	49,500	38,800	28,000
16	79,600			39,600	29,200
17	80,900			40,400	30,200
18					31,200
19					32,100
20					32,700
21					33,300

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 海事職俸給表(二)

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	25,700	18,800	13,900	10,300
2	27,600	19,900	14,800	10,800
3	29,500	21,100	15,800	11,300
4	31,400	22,300	16,800	11,900
5	33,200	24,000	17,800	12,500
6	34,900	25,700	18,800	13,100
7	36,500	27,400	19,900	13,900
8	38,100	29,100	21,000	14,700
9	39,100	30,700	22,100	15,500
10	40,100	32,300	23,500	16,400
11	41,100	33,700	24,900	17,400
12	42,100	35,000	26,200	18,400
13	43,100	36,300	27,300	19,400
14	44,100	37,100	28,400	20,400
15	45,100	37,800	29,400	21,400
16	46,000	38,500	30,400	22,300
17	46,900	39,200	31,400	23,200
18	47,800	39,800	32,400	24,100
19	48,700	40,400	33,100	24,900
20	49,600	41,000	33,700	25,700
21	50,400	41,600	34,300	26,500
22	51,200	42,200	34,900	27,300
23	52,000		35,500	28,100
24				28,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員(海事職俸給表(一)の適用を受ける者を除く)で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第五 教育職俸給表

イ 教育職俸給表(一)

職務の等級 号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	43,700	31,400	25,900	16,300	12,200 12,100
2	90,500	46,400	33,800	28,200	17,500	12,900 12,800
3	93,700	49,100	36,300	30,500	18,700	13,800
4	96,900	51,800	38,900	32,700	20,100	14,800
5	100,100	54,500	41,600	34,900	21,800	15,900
6	103,300	57,100	43,700	37,100	23,500	17,000
7	106,500	59,700	45,700	39,300	25,300	18,300
8	109,700	62,300	47,700	41,100	27,200	19,900
9	112,900	64,900	49,600	42,800	29,100	21,600
10		67,500	51,500	44,400	31,000	23,800
11		70,100	53,400	46,000	32,800	25,000
12		72,700	55,300	47,600	34,600	26,800
13		75,400	57,200	49,200	36,400	28,600
14		78,100	59,100	50,800	37,600	30,200
15		80,800	61,000	52,400	38,700	31,800
16		83,000	62,800	54,000	39,800	33,300
17		85,100	64,500	55,600	40,900	34,300
18		87,200	66,100	57,200	42,000	35,300
19		89,200	67,500	58,700	43,100	36,300
20		91,200	68,900	60,100	44,100	37,200
21		93,100	70,100	61,400	45,100	38,100
22		95,000	71,300	62,700	46,000	38,900
23		96,800		63,900	46,900	39,700
24				65,000	47,800	40,500
25				66,000	48,700	41,300
26						42,000

備考(一) この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する学長、教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の2等級の19号俸から23号俸までの号俸は、大学院を置く大学の教授で人事院規則で定めるもののみに適用する。

□ 教育職俸給表(二)

職務の等級 号 俸	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		円 36,900		円 16,300		円 11,400
2		38,600		17,300		11,100
3		40,300		18,300		11,800
4		42,100		19,400		12,200
5		43,900		21,000		12,100
6		45,700		22,600		12,900
7		47,700		24,300		13,800
8		49,700		26,100		14,600
9		51,700		28,000		14,500
10		53,700		29,900		15,600
11		55,800		31,800		15,500
12		57,900		33,700		16,700
13		60,000		35,500		16,600
14		62,000		36,900		17,800
15		64,000		38,300		17,700
16		66,000		39,700		18,900
17		68,000		41,200		20,500
18		69,700		42,700		22,100
19		71,300		44,100		23,800
20		72,700		45,800		25,400
21		74,100		47,500		27,000
22		75,400		49,200		28,600
23		76,600		50,900		30,200
24				52,800		31,700
25				54,700		33,200
26				56,500		34,100
27				58,300		35,700
28				59,600		36,500
29				60,900		37,100
30				62,200		37,700
31				63,400		38,300
32				64,500		38,900
33				65,600		39,500

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

八 教育職俸給表(三)

職務の等級 号	1 等 級		2 等 級		3 等 級	
	俸 給	月 額	俸 給	月 額	俸 給	月 額
1		29,300		12,900		11,400
2		31,200		14,000		11,800
3		33,100		13,900		11,600
4		34,900		15,100		12,200
5		36,300		15,900		12,100
6		37,700		18,100		12,800
7		39,200		19,100		13,700
8		40,700		20,600		13,600
9		42,400		22,100		14,600
10		44,100		23,600		14,500
11		45,800		25,400		15,500
12		47,500		27,300		15,400
13		49,200		29,200		16,500
14		50,900		31,100		17,500
15		52,800		32,900		17,400
16		54,700		34,700		18,500
17		56,500		36,000		19,900
18		58,300		37,300		21,300
19		59,600		38,600		22,800
20		60,900		39,900		24,300
21		62,200		41,200		25,700
22		63,400		42,500		27,100
23		64,500		43,700		28,200
24		65,600		44,900		29,300
25		66,500		46,100		30,300
26		67,400		47,300		31,000
27				48,500		
28				49,600		
29				50,700		
30				51,800		
31				52,800		
32				53,800		
33				54,700		
34				55,500		
35				56,300		
36				57,100		

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

二 教育職俸給表(四)

職務の等級 号俸	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	70,000	36,300	25,900	17,300	12,900
2	72,600	38,900	28,200	18,300	13,900
3	75,300	41,600	30,500	19,400	15,100
4	78,000	43,700	32,700	21,000	16,300
5	80,700	45,900	34,900	22,600	17,300
6	82,900	48,100	37,100	24,300	18,300
7	85,000	50,300	39,300	26,100	19,400
8	87,200	52,400	41,600	28,000	21,000
9	89,200	54,500	43,700	29,900	22,600
10	91,200	57,100	45,700	31,800	24,300
11	93,100	59,700	47,700	33,700	26,100
12	95,000	62,300	49,600	35,500	27,700
13	96,900	64,900	51,500	36,900	29,300
14		67,500	53,400	38,300	30,900
15		70,100	55,300	39,700	32,500
16		72,700	57,200	41,200	34,100
17		75,400	59,100	42,700	35,100
18		78,100	61,000	44,100	36,100
19		80,800	62,800	45,800	37,000
20		83,000	64,500	47,500	37,900
21		84,800	66,100	49,200	38,800
22			67,500	50,900	39,700
23			68,900	52,800	40,600
24			70,100	54,700	41,500
25				56,500	42,400
26				58,300	43,300
27				59,600	
28				60,900	
29				62,200	
30				63,400	
31				64,500	
32				65,600	

備考 この表は、高等専門学校に勤務する校長、教授、助教授、講師及び助手に適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

別表第六 研究職俸給表

職務の等級 号俸	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	87,300	40,500	24,800	15,100	12,200 12,100	10,600 10,300
2	90,500	42,500	26,800	16,300	13,000 12,900	11,000 10,700
3	93,700	44,500	28,900	17,500	14,000 13,900	11,400 11,100
4	96,900	46,500	31,000	18,700	15,000 14,900	11,800 11,600
5	100,100	48,600	33,100	20,500	16,100 16,000	12,200 12,100
6	103,300	50,700	35,200	22,300	17,200 17,100	13,000 12,900
7	106,500	53,000	37,300	24,100	18,400	14,000 13,900
8	109,700	55,400	38,800	25,900	20,000	15,000 14,900
9	112,900	58,500	40,300	27,800	21,700	16,000 15,900
10		61,600	41,800	29,700	23,400	17,000 16,900
11		64,700	43,300	31,700	25,100	18,000 17,900
12		67,800	44,800	33,600	26,900	19,100 19,000
13		70,900	46,300	35,500	28,700	20,200 21,100
14		74,000	47,800	36,900	30,500	21,300 21,200
15		77,100	49,300	38,300	32,300	21,900 21,800
16		80,200	50,800	39,700	33,700	22,500 22,400
17		82,800	52,200	41,100	34,800	23,100 23,000
18		85,400	53,600	42,500	35,800	
19		87,300	55,000	43,900	36,800	
20		88,900	56,400	45,100	37,800	
21		90,400	57,600	46,300	38,700	
22		91,900	58,800	47,500	39,500	
23			60,000	48,500	40,300	
24			61,000	49,400	41,100	
25			62,000	50,300	41,800	
26				51,200	42,500	
27				52,000		

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一件

別表第七 医療職俸給表
イ 医療職俸給表(一)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	87,300	58,600	41,600	31,400	18,700
2	90,500	61,100	43,900	33,800	20,100
3	93,700	63,600	46,400	36,300	21,800
4	96,900	66,100	48,900	38,900	23,500
5	100,100	68,600	51,400	41,600	25,900
6	103,300	71,100	53,800	43,700	28,200
7	106,500	73,700	56,200	45,700	30,500
8	109,700	76,300	58,600	47,700	32,700
9	112,900	78,900	61,000	49,600	34,900
10		81,500	63,400	51,500	37,100
11		83,500	65,800	53,400	39,300
12		85,500	68,200	55,300	41,100
13		87,200	70,000	57,200	42,800
14		88,900	71,700	58,700	44,400
15		90,400	73,200	60,200	46,000
16		91,900	74,700	61,600	47,600
17			76,100	63,000	49,200
18			77,500	64,300	50,600
19			78,800	65,500	52,000
20				66,600	53,300
21				67,700	54,500
22					55,500
23					56,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級 号 値	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級
	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	47,900	34,500	20,900	14,600	12,200	11,000
2	50,600	36,500	22,800	15,600	12,100	10,700
3	53,300	38,500	24,700	16,600	13,800	11,400
4	56,000	40,400	26,600	17,600	14,700	12,800
5	58,700	42,300	28,500	19,100	15,600	12,900
6	61,400	44,200	30,400	20,600	16,600	13,800
7	64,000	46,100	32,300	22,100	17,600	14,700
8	66,000	47,900	34,200	23,800	18,900	15,600
9	68,000	49,700	35,700	25,500	20,300	16,800
10	69,600	51,500	37,200	27,300	21,700	16,900
11	71,200	53,200	38,600	29,100	23,100	17,500
12	72,700	54,600	39,800	30,700	24,600	17,400
13	74,000	55,900	40,900	32,100	26,100	18,600
14		57,000	42,000	33,200	27,400	18,500
15		58,100	42,900	34,000	28,500	
16		59,200	43,800	34,800	29,500	
17			44,600	35,600	30,200	
18			45,400	36,400	30,800	
19				37,200	31,400	
20				38,000	32,000	
21				38,700		
22				39,400		

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

八 医療職俸給表(三)

職務の等級 号 倍	1 等 級 俸 給 月 額	2 等 級 俸 給 月 額	3 等 級 俸 給 月 額	4 等 級 俸 給 月 額
1	27,900	20,600 20,500	14,000 13,900	11,400 11,100
2	29,900	22,200	14,900 14,800	12,000 11,700
3	31,900	24,100	15,800 15,700	12,600 12,400
4	33,900	26,000	16,700 16,600	13,200 13,100
5	35,500	27,800	17,700 17,600	14,000 13,900
6	37,000	29,600	19,000 18,900	14,800 14,700
7	38,400	31,400	20,400 20,300	15,700 15,600
8	39,800	33,100	21,700	16,600 16,500
9	41,200	34,500	23,100	17,500 17,400
10	42,500	35,600	24,500	18,600 18,500
11	43,800	36,700	25,700	19,700 19,600
12	45,100	37,500	26,800	20,700 20,600
13	46,400	38,300	27,900	21,500 21,400
14	47,600	39,000	28,800	22,300 22,200
15	48,800	39,700	29,400	23,000 22,900
16	49,700	40,400	30,000	23,500 23,400
17	50,600	41,100	30,600	24,000 23,900
18	51,500	41,800	31,200	
19	52,300	42,500		
20	53,100	43,100		
21	53,900	43,700		
22	54,700			
23	55,500			
24	56,300			

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健婦、助産婦、看護婦、准看護婦その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会

(一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

和三十二年法律第百五十四号)の一部を次のように改正する。

項の規定の適用を受ける職員以外の職員で支給地域の区分が「一級地とされていた地域に在勤するもの」を「支給地域の区分が「一級地」とされていた地域に在勤する職員」に改める。

までを次のように改める。
17 前項に規定する職員以外の職員にも、昭和三十七年十月一日以降、当分の間、月額の暫定手

18
附則第十六項の規定により支
ろにより支給する。

給される暫定手当の額は、俸給表の各職務の等級の号俸又は俸

正する法律（昭和三十八年法律
総則などは、一般職の職員の
給与に関する法律等の一部を改

第一号、以下「昭和三十八年改正法」という。)による改正前

額を基準として人事院規則で定

昭和三十八年改正法による改
正後の一般職の職員の給与に関する
法律第十条の規定による俸
給の調整額を受ける職員につき

附則第十六項の規定により支給される暫定手当の額は、昭和三十八年改正法による改正前の附則第十九項の規定により暫定手当の額に加算するものとされる額を基準として人事院規則で定める額を、前項の規定による暫定手当の額に加算した額とする。

附則第十七項の規定により支給される暫定手当の額は、その者が支給地域の区分が二級地である地域に在勤するものとした場合に支給されることとなる前二項の規定による暫定手当の額に、昭和三十七年十月一日から昭和三十九年九月三十日までの間ににおいては三分の一、昭和三十八年十月一日から昭和三十九年十月一日以降においては三分の三を乗じて得た額とする。

附則第二十一項及び附則第二十二項を削る。

附則第二十三項中「施行日」を「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（昭和三十五年法律第二百五十九号。附則第三項ただし書に係る部分を除く。）の施行の日」に改め、同項を附則第二十一項とする。

附則第二十四項中「官署（以下本項において「特定官署」という。）を「官署（当該官署に勤務する職員に係る支給地域の区分が一級地とされている官署を除く。以下この項において「特定官署」という。）

法律等の一部を改正する法律案外二
に改め、同項を附則第二十二項と
する。

とし、その者の旧号俸が切替表に掲げられていない職員の切替日における号俸はその者の旧号俸と同じ号数の号俸とする。

期間（その者の旧号俸が切替表に期間の定めのある号俸であるとき）は、旧号俸を受けていた期間から当該旧号俸に対応する切替表に定める期間を減じた期間）を切替日における号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等を受ける職員及び高等専門学校の教育職員の切替え等)

5
— 毎営業日(前日)において改定前の法の規定により職務の等級の最高の号俸又は最高の号俸をこえる俸給月額を受ける職員(次号に規定する職員を除く。)の切替日における

る。年齢若しくは有給休日割りしそれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定め

6 切替日の前日において教育職俸
給表〔一〕又は教育職俸給表〔二〕の適用
を受ける職員のうち、切替日におい

て教育職俸給表四の適用を受けることとなる職員の切替日における号俸若しくは俸給月額及びそれら

を受ける期間に通算されることとなる期間は、当該職員が切替日に
おいて教育職俸給表(一)又は教育職

7 前二頁の場合によつて、附則第
眷給表〔の適用を受けるものとし
た場合との権衡を考慮して、人事
院規則で定める。

前二項の場合において、賃金額は三項に規定する職員に準ずる職員については、同項の規定に準じ、切替日ににおける暫定の俸給月額、

当該暫定の俸給月額を受ける期間
及び当該暫定の俸給月額を受ける
ことがなくなつた日における号俸
を定めるものとする。

附則別表第一 行政職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 行政職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	3月	30,000円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,700	2			2		
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,900	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4			4		
5	4			4			4			5	3	18,700	5		
6	5			5	3	29,800	5	3	23,600	6	6	18,600	6		
7	6			6	6	31,200	6	6	24,800	7	9	19,800	7		
8	7			7	9	32,600	7	9	26,000	7		20,900	8		
9	8			7			7			8	3	20,800	9		
10	9			8			8	3	28,700	9	6	23,200	10		
11	10			9			9	6	29,900	10		24,300	11		
12	11			10			10	9	31,200	10		25,400	11		
13	12			11			10			11	3	18,300	12		
14	13			12			11			12	6	18,200	13		
15	14			13			12			13	9	19,200	14		
16	15			14			13			13		19,100	15		
17	16			15			14			14		19,800	16		
18	17			16			15					19,700			

ロ 行政職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	25,100	2	2		2			2			2		
3	3	6	26,200	3	3		3			3			3		
4	4	9	27,300	4	6	20,900	4	5		4			4		
5	4	3	29,800	6	9	21,900	5	6		5			5		
6	5	3	30,900	6	6	22,900	6	7		6			6		
7	6	6	32,000	7	3	24,900	8	6		7			7		
8	7	9	34,300	8	6	25,800	9	9		8			8		
9	7			9			9			9			9		
10	8	3	35,300	9	9	26,700	9	10		10			10		
11	9	6	36,200	10	3	28,800	11	6		11			11		
12	10	9	36,200	11	6	29,700	12	9		12			12		
13	10			12	9	30,500	12			13			13		
14	11			12			13	3		14			14		
15	12			13			13	6		15			15		
16	13			13	3	32,000	14	6		16			16		
17	14			14	6	32,600	15	9		17			17		
18	15			15	9	33,200	15	16		17			18		
19	16			15			16	3		18			19		
20	17			16			17	6		19			20		
21	18			17			18	9		20			21		
22	19			18			18			20			22		
23	20			19			19			21			23		
24	21			20			20			22			24		
25	22			21			21			23			24		
26	23			22			22			24			25		
27	24			23			23			25			26		
28	25			24			24			25			27		
29													28		
30													29		
31													29		
32													29		

附則別表第二 稅務職俸給表の適用を受ける職員の切替表

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

職務の等級 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			
	旧号俸	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	月	33,200	1	6	月	25,500	1	6	月	19,800	1	月	月	1
2	1				2	9		26,900	2	9		21,100	2			2
3	2				2				2				3	3	18,700	3
4	3				3	3		29,800	3	3		23,600	4	6	19,800	4
5	4				4	6		31,200	4	6		24,800	5	9	19,700	5
6	5				5	9		32,600	5	9		26,000	5		20,900	6
7	6				5				5				6	3	20,800	7
8	7				6				6	3		28,700	7	6	23,200	8
9	8				7				7	6		29,900	8	9	24,300	9
10	9				8				8	9		31,200	8		25,400	10
11	10				9				8				9	3	18,800	11
12	11				10				9				10	6	18,200	12
13	12				11				10				11	9	19,200	13
14	13				12				11				11		19,100	14
15	14				13				12				12		20,100	15
16	15				14				13				13		20,000	16
17									14				14			17

附則別表第三 公安職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 公安職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	33,200	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	1			2	3	24,100	2	3	18,900	2			2		
3	2			3	6	25,500	3	6	18,800	3			3		
4	3			4	9	26,900	4	9	20,000	4			4		
5	4			4			5		19,900	5			5		
6	5			5	3	29,800	5	3	21,200	6			6		
7	6			6	6	31,200	6	6	21,100	7			7		
8	7			7	9	32,600	7	9	23,700	8			8		
9	8			8			8		24,900	9			9		18,900
10	9			8			8		18,800	10			10		18,800
11	10			9			9	3	20,000	11			11		20,000
12	11			10			10	6	19,900	12			12		19,900
13	12			11			11	9	23,400	13			13		23,400
14	13			12			11		21,100	14			14		21,100
15	14			13			12		21,000	15			15		21,000
16	15			14			13		23,400	16			16		23,400
17				15			14		24,500	17			17		24,500
18				16			15		24,500	18			18		24,500
19				17			16		25,600	19			19		25,600
20				18			17		25,600	20			20		25,600
21							18		25,600	21			21		25,600
22							19		25,600	22			22		25,600
23							20		25,600	23			23		25,600
24							21		25,600	24			24		25,600
25							22		25,600	25			25		25,600
26									25,600	26			26		25,600
27															
28															
29															

口 公安職俸給表(二)の適用を受ける者

勤務の 等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	33,200	1	6	25,500	1	6	19,900 <u>19,800</u>	1			1			1		
2	1			2	9	26,900	2	9	21,100 <u>21,000</u>	2			2			2		
3	2			2			2		18,700 <u>18,600</u>	3			3			3		
4	3			3	3	29,800	3	3	19,800 <u>19,700</u>	4	6		4			4		
5	4			4	6	31,200	4	6	20,900 <u>20,800</u>	5	9		5			5		
6	5			5	9	32,600	5	9	26,000	5			6			6		
7	6			5			5		23,200	6			7			7		
8	7			6			6	3	24,300	7	6		8			8		
9	8			7			7	6	18,500 <u>18,400</u>	8	9	9	8	3	18,500 <u>18,400</u>	9		
10	9			8			8	9	19,500 <u>19,400</u>	9	6	10	6	6	19,500 <u>19,400</u>	10		
11	10			9			9		27,600	11	9	11	9	9	20,500 <u>20,400</u>	11		
12	11			10			10		28,700	11		11			12			
13	12			11			11		29,700	12	3	12	3	3	22,500	13	3	18,300 <u>18,200</u>
14	13			12			11		13	6		13	6		14	6	6	19,300 <u>19,200</u>
15	14			13			12		14	9		14	9		15	9	9	20,100 <u>20,000</u>
16	15			14			13		14			14			15			21,500 <u>21,400</u>
17							14		15			15	3	26,200	16	3	22,200 <u>22,100</u>	
18							15		16			16	6	26,900	17	6	22,900 <u>22,800</u>	
19							16		17			17	9	27,600	18	9		
20									18			18			19			24,200 <u>24,100</u>
21												19			20	6	24,800 <u>24,700</u>	
22												20			21	9	25,400 <u>25,300</u>	
23												21			21			
24																		

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一号

一般職の職員の給手に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第四 海事職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 海事職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	2 等 級			3 等 級			4 等 級			5 等 級		
	区分 号俸	期間 月	暫定俸給額 円	号俸	期間 月	暫定俸給額 円	号俸	期間 月	暫定俸給額 円	号俸	期間 月	暫定俸給額 円
1	1	9	33,100	1	6	24,700	1			1		
2	1			2	9	26,200	2			2		
3	2	3	37,400	2			3			3		
4	3	6	39,300	3	3	29,900	4			4		
5	4	9	41,200	4	6	31,500	5	3	23,400	5		
6	4			5	9	33,100	6	6	24,700	6		
7	5			5			7	9	26,000	7		
8	6			6	3	36,700	7			8		
9	7			7	6	38,300	8	3	28,800	9		
10	8			8	9	39,900	9	6	30,100	10		
11	9			8			10	9	31,400	11	3	22,600
12	10			9			10			12	6	23,700
13	11			10			11	3	34,000	13	9	24,600
14	12			11			12	6	35,100	13		
15	13			12			13	9	36,000	14	3	26,500
16	14			13			13			15	6	27,400
17				14			14			16	9	28,300
18							15			16		
19							16			17	3	29,900
20										18	6	30,600
21										19	9	31,300
22										19		
23										20		

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

□ 海事職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級			
	区分	号俸	期間	暫定俸給額 月									
1	1	6	月	24,700 円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	9		26,000	2			2			2		
3	2				3			3			3		
4	3	3		28,900	4			4			4		
5	4	6		30,200	5	3	23,500	5			5		
6	5	9		31,500	6	6	24,700	6			6		
7	5				7	9	25,900	7			7		
8	6	3		34,500	7			8			8		
9	7	6		35,800	8	3	28,600	9			9		
10	8	9		37,000	9	6	29,800	10	3	23,200	10		
11	8				10	9	31,000	11	6	24,300	11		
12	9				10			12	9	25,400	12		
13	10				11	3	33,300	12			13		
14	11				12	6	34,300	13	3	27,000	14		
15	12				13	9	35,200	14	6	27,800	15		
16	13				13			15	9	28,600	16	3	22,200
17	14				14			15			17	6	22,900
18	15				15			16	3	30,200	18	9	23,500
19	16				16			17	6	30,900	18		
20	17				17			18	9	31,600	19	3	24,700
21	18				18			18			20	6	25,300
22	19				19			19			21	9	25,900
23	20				20			20			21		
24	21				21			21			22	3	27,100
25	22							22			23	6	27,700

附則別表第五 教育職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 教育職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	3 等 級			4 等 級			5 等 級			6 等 級			
	区分	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6	月	29,600	1	9	24,300	1	月	1	6	月	29,600
2	2	9		31,500	2	3	27,500	2		2	9		31,500
3	2				3	6	29,100	3		3	6		29,100
4	3	3		35,700	4	9	30,700	4		4	9		35,700
5	4	6		37,600	5			5		5			37,600
6	5	9		39,500	6	6		6		6	6		39,500
7	5				7	9		7		7	9		
8	6				8			8		8	6		19,400
9	7				9			9		9	6		20,600
10	8							9		10	9		21,800
11	9							10		10			
12	10							10		11	3	6	24,600
13	11							11		12	6	9	25,800
14	12							12		13	3	6	27,200
15	13							13		13	6	9	
16	14							13		14	3	6	29,800
17	15							14		15	6	9	30,900
18	16							15		16	6	9	32,000
19	17							16		16	6	9	
20	18							17		17			
21	19							18		18			
22	20							19		19			
23	21							20		20			
24								21		21			
25								22		22			
26								23		23			
27								24					

ロ 教育職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸	2 等 級			3 等 級			
	区分	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1		月	円	1		円
2	2				2		
3	3				3		
4	4				4		
5	5				5		
6	6				6		
7	7				7		
8	8				8		
9	9				9		
10	10				10		
11	11				11		
12	12				12		
13	13				13		
14	14				14		
15	15				15		
16	16				16		
17	17				17		
18	18				18		
19	19				19		
20	20				20		
21	21				21		
22	22				22		
23	23				23		
24	24				24		
25	25				25		
26	26				26		
27	27				27		
28	28						
29	29						
30	30						
31	31						
32	32						
33	33						
34	34						
35	35						

ハ 教育職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	1 等 級			2 等 級			3 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	月	円 30,600	1	月	円	1	月	円
2	2	3	31,900	2			2		
3	3	6	33,300	3			3		
4	4	9		4			4		
5	4			5			5		
6	5			6			6		
7	6			7			7		
8	7			8	3	20,100	8		
9	8			9	6	21,100	9		
10	9			10	9	22,300	10		
11	10			10			11	3	19,500
12	11			11	3	24,900	12	6	20,500
13	12			12	6	26,200	13	9	21,500
14	13			13	9	27,500	13		
15	14			13			14	3	23,900
16	15			14	3	30,500	15	6	25,000
17	16			15	6	31,800	16	9	26,100
18	17			16	9	33,100	16		
19	18			16			17	3	27,900
20	19			17			18	6	28,700
21	20			18			19	9	29,500
22	21			19			19		
23	22			20			20		
24	23			21			21		
25	24			22					
26	25			23					
27				24					
28				25					
29				26					
30				27					
31				28					
32				29					
33				30					
34				31					
35				32					
36				33					
37				34					

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一十一号

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第六 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額									
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2			2			2		
3	3	6	27,800	3			3			3		
4	4	9	29,300	4			4			4		
5	4			5	3	20,000	5			5		
6	5	3	32,500	6	6	21,300	6			6		
7	6	6	34,000	7	9	22,600	7			7		
8	7	9	35,500	7	3	25,400	8	3	19,600	8		
9	7			8			9	6	20,800	9		
10	8			9	6	26,700	10	9	22,000	10		
11	9			10	9	28,100	10			11		
12	10			10			11	3	24,600	12	3	18,900
13	11			11	3	31,100	12	6	25,800	13	6	19,800
14	12			12	6	32,500	13	5	27,100	14	9	20,700
15	13			13	9	33,900	13			14		20,600
16	14			13			14	3	30,000	15		
17	15			14			15	6	31,300	16		
18	16			15			16	9	32,600			
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18			18					
22	20			19			19					
23	21			20			20					
24	22			21			21					
25	23			22			22					
26	24			23			23					
27				24			24					
28				25			25					
29				26			25					

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和三十八年三月二十七日 参議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第七 医療職俸給表の適用を受ける職員の切替表

イ 医療職俸給表(一)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	6	月	29,600	1	月
2	2	9		31,500	2	
3	2			35,700	3	
4	3			37,600	4	
5	4				5	
6				39,500	6	
7				5	7	
8				6	8	
9				7	9	
10				8		
11		9			9	
12		10			10	
13		11			11	
14		12			11	
15		13			12	
16					13	
17					14	
18					15	
19					16	
20					17	
21					18	
22					19	
23					20	
24					21	
25					22	

ロ 医療職俸給表(二)の適用を受ける者

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額	号俸	期間	暫定俸給月額
1	1	6	月	19,600	1	月	1	月	月
2	2	9		21,000	2		2		
3	2			24,200	3		3		
4	3			25,600	4		4		
5	4				5		5		
6				27,000	6	6	6		
7					7	9	7		
8				29,900	7		8		
9				31,300	8	3	9		
10				32,700	9	6	10		
11					10	9	10		
12					10		11		
13					11	3	12		
14					12	6	13		
15					13	9	13		
16							14		
17							15		
18							16		
19							16		
20							17		
21							18		
22							19		
23									
24									

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外一
件

ハ 医療職俸給表(三)の適用を受ける者

職務の等級 旧号俸 区分	1 等 級			2 等 級			3 等 級			4 等 級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	26,100	1	6	19,700 <u>19,600</u>	1			1		
2	1			2	9	20,900 <u>20,800</u>	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700 <u>18,600</u>	6		
7	5			5			7	6	19,700 <u>19,600</u>	7		
8	6			6	3	29,100	8	9	20,700 <u>20,600</u>	8		
9	7			7	6	30,400	8			9		
10	8			8	9	31,700	9	3	22,700	10	3	18,400 <u>18,300</u>
11	9			8			10	6	23,700	11	6	19,300 <u>19,200</u>
12	10			9			11	9	24,700	12	9	20,000 <u>19,900</u>
13	11			10			11			12		
14	12			11			12	3	26,500	13	3	21,400 <u>21,300</u>
15	13			12			13	6	27,300	14	6	22,000 <u>21,900</u>
16	14			13			14	9	28,000	15	9	22,600 <u>22,400</u>
17	15			14			14			15		
18	16			15			15			16		
19	17			16			16					
20	18			17			17					
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

附則別表第八

職務の等級 俸 級 表	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級	5 等 級	6 等 級	7 等 級	8 等 級
行政職俸給表(一)		1—12	1—13	1—18	1—18	5—18	8—17	15—17
行政職俸給表(二)	1—28	7—28	10—28	17—29	24—32			
税務職俸給表	1—9	1—12	1—16	1—16	3—17	6—17	13—15	
公安職俸給表(一)	1—9	1—12	1—16	1—20	6—25	9—27	12—29	
公安職俸給表(二)	1—9	1—12	1—16	1—16	3—19	6—21	12—24	16—24
海事職俸給表(一)	1—16	1—16	3—17	8—19	14—23			
海事職俸給表(二)	3—25	8—24	13—25	19—25				
教育職俸給表(一)		1—22	1—23	2—27	8—27	11—26		
教育職俸給表(二)	1—22	8—35	14—30					
教育職俸給表(三)	1—26	11—37	14—24					
研究職俸給表		1—21	1—26	8—23	11—28	15—17		
医療職俸給表(一)		1—15	1—18	1—22	6—25			
医療職俸給表(二)	1—12	1—15	3—20	8—24	11—22			
医療職俸給表(三)	1—23	3—23	9—20	13—18				

備考 本表中「1—12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十八年二月二十六日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長重宗雄三殿

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のよう改正する。
第三条第二項中「十八万五千円」を「十九万円」に改める。

第四条第二項中「六千円」を「六千二百円」に改める。
第七条の二中「期末手当の額は、俸給月額に」を「期末手当の支給については、」に、「例により一定の割合を乗じて得た額とする。」を「例による。」に改める。

第七条の三中「通勤手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

官 職 名	俸 納 月 額
内閣総理大臣	二六〇,〇〇〇円
國務大臣	一九〇,〇〇〇円
内閣監査院長	一六〇,〇〇〇円
人事官(人事院監査院長を除く。)	一一八,〇〇〇円
内閣官房長官	一一八,〇〇〇円
総理府総務長官	一一八,〇〇〇円
内閣法制局長官	一一八,〇〇〇円
宮内庁長官	一一八,〇〇〇円
政務次官	一一八,〇〇〇円
内閣官房副長官	一一八,〇〇〇円
総理府総務副長官	一一八,〇〇〇円
国家公安委員会委員長	一一八,〇〇〇円
公正取引委員会委員長	一一八,〇〇〇円
土地調整委員会委員長	一一八,〇〇〇円
文化財保護委員会委員長	一一八,〇〇〇円
侍従長	一一八,〇〇〇円
式部官長	一一八,〇〇〇円
土地調整委員会委員	一一八,〇〇〇円

官 職 名	俸 納 月 額	官 職 名	俸 納 月 額
大 使	一六〇,〇〇〇円	東宮大夫	一〇八,〇〇〇円
五号俸	一四〇,〇〇〇円	首都圈整備委員会の常勤の委員	一〇八,〇〇〇円
四号俸	一一八,〇〇〇円	社会保険審査会の委員長及び委員	一一八,〇〇〇円
三号俸	一〇八,〇〇〇円	労働保険審査会委員	一一八,〇〇〇円
二号俸	九八,〇〇〇円	科学技術会議の常勤の議員	一一八,〇〇〇円
一号俸	八八,〇〇〇円	地方財政審議会委員	一一八,〇〇〇円
八号俸	七五,九〇〇円	原子力委員会の常勤の公益を代表する委員	一一八,〇〇〇円
七号俸	六八,五〇〇円	公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員	一一八,〇〇〇円
六号俸	六一,一〇〇円	運輸審議会委員	一一八,〇〇〇円
五号俸	五五,一〇〇円	東宮大夫	一一八,〇〇〇円
四号俸	四八,七〇〇円	大 使	一一八,〇〇〇円
三号俸	四二,三〇〇円	五号俸	一一八,〇〇〇円
二号俸	三五,九〇〇円	四号俸	一一八,〇〇〇円
一号俸	三一,四〇〇円	三号俸	一一八,〇〇〇円

官 職 名	俸 納 月 額
秘書官	一一八,〇〇〇円
八号俸	七五,九〇〇円
七号俸	六八,五〇〇円
六号俸	六一,一〇〇円
五号俸	五五,一〇〇円
四号俸	四八,七〇〇円
三号俸	四二,三〇〇円
二号俸	三五,九〇〇円
一号俸	三一,四〇〇円

21 附 則 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。
改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に特別職の職員に支払われた給与は、改正後の特別職の職員の給与に関する法律の規定による給与の内払とみなす。
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。
附則第七項中「改正後の法第七条の二及び第七条の三中「俸給月額」とあるのは「俸給及び暫定手当の月額の合計額」とを削る。

別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表

事務次官 議長	官職 等級 号 俸 給 月 額	参 事 官 等		
		1 等 級	2 等 級	3 等 級
円		円	円	円
128,000	1	71,800	49,400	27,600
	2	75,400	52,100	29,700
	3	79,000	54,800	31,900
	4	82,600	57,600	34,400
	5	86,200	60,400	36,800
	6	89,700	63,200	39,100
	7	93,200	66,100	41,000
	8	96,700	69,000	42,900
	9	100,200	71,900	44,800
	10	102,900	74,700	46,700
	11	105,600	77,000	48,600
	12	106,700	79,300	50,600
	13	108,400	81,200	52,600
	14		82,900	54,600
	15			56,700
	16			58,700
	17			60,700
	18			62,500
	19			64,100
	20			65,600
	21			66,800

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正した。防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案よつて国会法第八十三条规定により送付する。

昭和三十八年二月二十六日

参議院議長重宗雄三殿

衆議院議長清瀬一郎

〔小字及び
は衆議院修正〕防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案
防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のよう改正する。

第十八条第二項「三千百円」を「三千二百五十円」に改める。

第十八条の二第二項後段中「この場合において」の下に「これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とを加える。

第二十五条第二項中「五千円」を「六千〇円」に改める。^{○三百}

別表第一及び別表第一を次のように改める。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

一九〇

2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士	3等陸士
2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	海士長	1等海士	2等海士	3等海士
2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	空士長	1等空士	2等空士	3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円 25,800	円 23,600 23,500	円 18,700 18,600	円 15,700 15,600	円 14,500 14,400	円 12,200 12,100	円 11,000 10,900	円 10,100 10,000	円 9,500 9,200
27,800	24,300	20,500 20,400	16,900 16,800	15,600 15,500	13,300 13,200	11,500 11,400		
29,800	25,600	22,300	18,700 18,600	16,800 16,700	14,400 14,300	12,100 12,000		
31,800	27,500	24,200	20,500 20,400	18,500 18,400	15,500 15,400	12,700 12,600		
33,900	29,400	26,100	22,300	20,200 20,100	16,600 16,500			
36,000	31,400	28,100	24,200	21,600	17,700 17,600			
38,100	33,300	30,000	26,100	22,600				
39,500	35,200	31,900	27,700	23,400				
40,800	37,100	33,400	28,800	24,200				
42,100	38,400	34,600	29,800	25,000				
43,200	39,600	35,800	30,700	25,800				
44,200	40,700	36,900	31,500					
45,100	41,600	37,800	32,300					
46,000	42,500	38,700	33,100					
46,900	43,400	39,600	33,900					
47,800	44,300	40,400						
48,700	45,200	41,200						
	46,100	42,000						
	47,000	42,800						

令で定める。この場合において、その官職を占める者が最高の号俸による俸給月額を受けるに至つた時から長期間経過したと

別表第二 自衛官俸給表

階級 号俸	陸海空		將	陸 將 極	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉
	甲	乙	將補	海 將 極	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉
			空 將 極	空 將 極	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉
	俸給月額	俸給月額		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円		円	円	円	円	円
1	104,300	77,600		62,700	51,300	44,300	40,400	32,300
2	108,100	81,300		65,600	54,100	46,200	42,300	34,400
3	111,900	85,000		68,600	56,900	48,100	44,200	36,600
4	115,800	88,700		71,600	59,800	50,100	46,100	38,100
5	119,700	92,400		74,700	62,700	52,100	48,000	41,000
6		96,100		77,600	65,600	54,200	50,000	42,900
7		99,700		80,500	68,600	56,300	51,900	44,800
8		103,300		83,400	71,600	58,400	53,800	46,700
9		106,000		85,700	74,700	60,500	55,700	48,500
10		108,200		88,000	77,000	62,600	57,600	50,000
11				90,100	79,300	64,700	59,100	51,300
12				91,900	81,400	66,500	60,600	52,400
13					83,200	68,200	61,900	53,400
14						69,700	63,100	54,400
15						71,100	64,300	55,400
16						72,500	65,500	56,400
17								
18								
19								

備考 陸将、海将又は空将で、甲の欄に掲げる俸給月額を受けるべき官職及びその官職を占める者の号俸は、総理府
きは、当該俸給月額をこえる俸給月額を定めることができる。

附
則

- 1 (施行期日) この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 (俸給の切替え) 昭和三十七年十月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額は、次項、附則第四項及び附則第六項に定めるものを除き、この法律による改正前の防衛庁職員給与法(以下「旧法」という。)の適用により切替日の前日においてその者が属していた職務の等級(統合幕僚会議の議長たる自衛官以外の自衛官にあつては、階級をいう。以下同じ。)における俸給の幅のうちのその者を受けた俸給月額に対応する当該職務の等級における号俸(以下「旧号俸」という。)と同一の改正後の俸給表(この法律による改正後の防衛庁職員給与法(以下「新法」という。)別表第一若しくは別表第二又は一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第号。以下「一般職改正法」という。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「改正後的一般職給与法」という。)別表第一から別表第七までをいう。以下同じ。)に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

3 その者の旧号俸が附則別表第一から附則別表第九までの切替表(以下「切替表」という。)に掲げられてゐる職員(次項に規定する職員を除く。)の切替日における俸給月額は、その者に係る切替表におけるその者の旧号俸に対応する号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による額とする。

- 4 旧号俸が切替表に掲げられて、いる職員のうち、その者の旧号俸が、その者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間の定めのある号俸である者で、その者の切替日に、おいて旧号俸を受けていた期間（切替日前一年以内において旧法第五条第四項の規定により準用する一般職改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の一般職給与法」という。）第八条第六項ただし書の規定の適用を受けた職員その他總理府令で定める職員）について同じ。）が、その者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する期間に達しないものは、昭和三十八年一月一日、同年四月一日又は同年七月一日のうち、切替日から起算して当該期間とその者の切替日において旧号俸を受けていた期間との差に相当する期間を経過したこととなる日以後の直近の日（以下この項目において「切替日とみなす日」という。）に、その者に係る切替表におけるその者の旧号俸に対応する号俸と同一の改正後の俸給表に定めるその者の属する職務の等級における号俸による俸給月額を受けるものとする。この場合において、その者の切替日から切替日とみなす日の前日までの間ににおける号俸による俸給月額を受けるものとする。この場合におけるその者の旧号俸に対応する暫定俸給月額の額とする。（旧号俸を受けていた期間の通算）

- 官等並びに新法別表第二備考の規定により同表に定める陸將、海將及び空將の甲の欄に掲げる俸給月額を受ける自衛官を除く。)の切替日以後における最初の新法第五条第四項の規定により準用する改正後の一般職給与法第八条第六項本文の規定による昇給については、その者の旧号俸を受けていた期間(その者の旧号俸がその者に係る切替表に当該旧号俸に対応する期間の定めのある号俸であるときは、その者の旧号俸を受けていた期間からその者に係る切替表に定めるその者の旧号俸に対応する期間を減じた期間)を切替日における俸給月額を受ける期間に通算する。(最高号俸等を受ける職員の俸給の切替と等)

6 切替日の前日において旧法の規定により職務の等級の最高の号俸による俸給月額を受けていた職員又は職務の等級の最高の号俸による俸給月額をこえる俸給月額を受けていた職員の切替日における俸給月額及びその俸給月額を受ける期間に通算されることとなる期間についてには、政令で定める。

(旧号俸を受けていた期間の特例)

7 附則別表第十に掲げられている号俸の号数と同一の号数の旧号俸を受けていた職員に対する附則第四項及び附則第五項の規定の適用については、これらの規定中「旧号俸を受けていた期間」とあるのは、「旧号俸を受けている期間に三月を加えた期間」とする。(切替日から施行日までの間に異動した職員等の俸給月額の決定等)切替日からこの法律の施行の日までの間において、旧法の規定により新たに同法別表第一若しくは別

- 表第二又は改正前の一般職給与法別表第一から別表第七までの適用を受ける職員となつた者及びその属する職務の等級又はその受けける俸給月額に異動のあつた職員の新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びその俸給月額を受けることとなる期間並びにそれらの職員が切替表に定める暫定俸給月額の額に相当する額の俸給月額を受ける職員である場合における当該俸給月額を受けることなくなつた日における俸給月額については、総理府令で定めること（切替日前に職務の等級を異にして異動した職員等の俸給月額等の調整）

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第一 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			暫定俸給月額
	号俸	期間	間	
1	1	3	月	27,000 円
2	2	6	月	28,600
3	3	9	月	30,200
4	3	3	月	33,600
5	4	3	月	35,400
6	5	6	月	37,200
7	6	9	月	
8	6	6	月	
9	7	8	月	
10	8	9	月	
11	9	10	月	
12	10	11	月	
13	11	12	月	
14	12	13	月	
15	13	14	月	
16	14	15	月	
17	15	16	月	
18	16	17	月	
19	17	18	月	
20	18	19	月	
21	19	20	月	
22	20			

附則別表第二 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	4等級			5等級			6等級			7等級			8等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	月	30,000 円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	6	31,600	2	3	24,100	2	3	18,800	2		18,700	2		2
3	3	9	33,200	3	6	25,500	3	6	19,800	3		19,800	3		3
4	3			4	9	26,900	4	9	21,100	4		21,000	4		4
5	4			4			4			5	3	18,700	5	5	
6	5			5	3	29,800	5	3	18,600	6	6	19,800	6	6	
7	6			6	6	31,200	6	6	19,700	7	9	20,900	7	7	
8	7			7	9	32,600	7	9	20,800	8		20,800	8		
9	8			7			7			9	3	23,200	9		
10	9			8			8			9	6	24,300	10		
11	10			9			9			10	9	25,400	11		
12	11			10			10			10			12	3	18,300
13	12			11			10			11	3		12		18,200
14	13			12			11			12	6		13	6	19,200
15	14			13			12			13	9		13	9	19,100
16	15			14			13			13			15		19,800
17	16			15			14			14			16		19,700
18	17			16			15			14					

附則別表第三 行政職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	1等級			2等級			3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額												
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	25,100	2	2	26,200	2	3	20,900	2	4	21,900	2	5	20,500
3	3	6	27,300	3	4	29,800	3	6	22,900	3	6	24,900	3	7	21,300
4	4	9	30,900	4	7	32,000	4	9	25,800	4	9	26,700	4	10	22,100
5	5	3	34,300	5	10	35,300	5	9	28,800	5	11	30,500	5	12	23,600
6	6	6	36,200	6	10	36,200	6	3	28,800	6	11	29,700	6	12	24,300
7	7	9		7	12		7	9		7	13		7	14	24,900
8	8	3		8	12		8	9		8	13		8	14	26,100
9	9	6		9	12		9	9		9	13		9	14	26,700
10	10	9		10	12		10	9		10	13		10	14	27,200
11	11			11	12		11	6		11	13		11	14	28,200
12	12			12	12		12	9		12	13		12	15	28,700
13	13			13	13		13	3		13	14		13	16	29,200
14	14			14	14		14	6		14	15		14	17	30,500
15	15			15	15		15	9		15	16		15	18	32,000
16	16			16	16		16	3		16	17		16	19	32,600
17	17			17	17		17	6		17	18		17	20	33,200
18	18			18	18		18	9		18	19		18	21	34,300
19	19			19	19		19	12		19	20		19	22	35,300
20	20			20	20		20	21		20	22		20	23	36,200
21	21			21	21		21	22		21	23		21	24	37,200
22	22			22	22		22	23		22	24		22	25	37,600
23	23			23	23		23	24		23	25		23	26	38,500
24	24			24	24		24	25		24	25		24	26	39,400
25	25														40,300
26															
27															

附則別表第四 教育職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額									
1	1	月	円	1	9	24,300	1	月	円	1	月	円
2	2	6	29,600	2	9	31,500	2	3	27,500	2	3	34,000
3	3	2	35,700	3	6	29,100	3	4	30,700	3	5	31,400
4	4	3	37,600	4	9	34,300	4	6	34,300	4	7	37,500
5	5	5	39,500	5	6	35,900	5	7	37,500	5	8	39,000
6	6	5		6	7		6	9		6	10	
7	7	5		7	6		7	9		7	10	
8	8	6		8	7		8	9		8	11	
9	9	7		9	7		9	9		9	11	
10	10	8		10	8		10	9		10	11	
11	11	9		11	9		11	9		11	11	
12	12	10		12	10		12	11		12	12	
13	13	11		13	11		13	12		13	13	
14	14	12		14	12		14	13		14	14	
15	15	13		15	12		15	13		15	15	
16	16	14		16	13		16	14		16	14	
17	17	15		17	14		17	15		17	15	
18	18	16		18	15		18	16		18	16	
19	19	17		19	16		19	17		19	16	
20	20	18		20	17		20	18		20	17	
21	21	19		21	18		21	19		21	18	
22	22	20		22	19		22	20		22	19	
23	23	21		23	20		23	21		23	20	
24	24			24	21		24	22		24	21	
25	25			25	22		25	23		25	22	
26				26	23		26	24		26	23	
27												

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第五 研究職俸給表の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	3等級			4等級			5等級			6等級		
	号俸	期間	暫定俸給額									
1	1	月	円	1	月	円	1	月	円	1	月	円
2	2	3	26,300	2	3	27,800	2	3	28,300	2	3	28,800
3	3	6		3	4	29,300	3	4		3	4	29,300
4	4	9		4	5	32,500	4	5	20,000	4	5	32,500
5	5	3		5	6	34,000	5	6	21,300	5	6	34,000
6	6	6		6	7	35,500	6	7	22,600	6	7	35,500
7	7	9		7	8		7	8	19,600	7	8	19,600
8	8			8	9		8	9	20,800	8	9	20,800
9	9			9	10		9	10	22,000	9	10	22,000
10	10			10	11		10	11		10	11	
11	11											19,000
12	12	10		10			11	3	24,600	12	3	18,900
13	13	11		11	3		12	6	25,800	13	6	19,900
14	14	12		12	6		13	9	27,100	14	9	19,800
15	15	13		13	9		13			14		20,700
16	16	14		13			14	3	30,000	14		20,600
17	17	15		14			15	6	31,300	15		
18	18	16		15			16	9	32,600	16		
19	19	17		16			16			17		
20	20	18		17			17			18		
21	21	19		18			18			19		
22	22	20		19			19			20		
23	23	21		20			20			21		
24	24	22		21			21			22		
25	25	23		22			22			23		
26	26	24		23			23			24		
27	27			24			24			25		
28	28			25			25			26		
29	29			26								

附則別表第六 医療職俸給表(一)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 区分 旧号俸	4等級				5等級			
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額		
1	1	6	月	29,600	1	月	円	
2	2	9		31,500	2	3		
3	3	3		35,700	4	5		
4	4	6		37,600				
5								
6	5	9		39,500	5	6		
7	5				7	8		
8	6				8			
9	7							
10	8							
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								

附則別表第七 医療職俸給表(二)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	3等級			4等級			5等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	6	円 19,600	1	月	円	1	月	円
2	2	9	21,000	2			2		
3	2	3	24,200	3			3		
4	3	6	25,600	4	3	18,600	4		
5	4			5			5		
6	5	9	27,000	6	6	19,600	6		
7	5			7	9	20,800	7		
8	6	3	29,900	7			8		
9	7	6	31,300	8	3	23,300	9		
10	8	9	32,700	9	6	24,500	10		
11	8			10	9	25,700	10		
12	9			10			11		
13	10			11	3	28,500	12		
14	11			12	6	29,700	13		
15	12			13	9	30,900	13		
16	13			13			14		
17	14			14			15		
18	15			15			16		
19	16			16			16		
20	17			17			17		
21				18			18		
22				19			19		
23				20					
24				21					

附則別表第八 医療職俸給表(三)の適用を受ける職員の切替表

職務の等級 旧号俸 区分	1等級			2等級			3等級			4等級		
	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額	号俸	期間	暫定俸給額
1	1	9	円 26,100	1	6	円 19,600	1	月	円	1	月	円
2	1			2	9	20,900	2			2		
3	2	3	29,300	2			3			3		
4	3	6	30,700	3	3	23,500	4			4		
5	4	9	32,100	4	6	24,800	5			5		
6	4			5	9	26,100	6	3	18,700	6		
7	5								18,600	7		
8	6			6	3	29,100	7	6	19,600	7		
9	7			7	6	30,400	8	9	20,700	8		
10	8			8	9	31,700	8		20,600	9		
11	9						9	3	22,700	10		
12	10			9			10	6	23,700	11		
13	11			10			11	9	24,700	12		
14	12			11			12	3	26,500	13		
15	13			12			13	6	27,300	14		
16	14			13			14	9	28,000	15		
17	15			14						15		
18	16			15						16		
19	17			16						17		
20	18			17								
21	19			18								
22	20			19								
23	21			20								

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件

附則別表第九 自衛官俸給表の適用を受ける職員の切替表

階級 区分 旧号俸	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹
3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹	
1	1	9	38,300	1	1	18,300	1
2	1			2	3	18,200	2
3	2			3	6	19,600	3
4	3			4	9	19,500	4
5	4			4		20,800	5
6	5			5	3	20,700	6
7	6			6	6	18,200	7
8	7			7	9	18,100	8
9	8			7		19,500	9
10	9			8	3	19,400	10
11	10			8	6	20,800	11
12	11			9		20,700	12
13	12			9	9	18,100	
14	13			10		19,500	
15				11	3	19,400	
16				12	6	20,800	
17				13	9	20,700	
18				14		18,100	
				15		19,500	

附則別表第十

イ 事務次官、議長及び参事官等俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級
	1-12	1-13	1-14
事務次官、議長及び参事官等俸給表	1-12	1-13	1-14

ロ 一般職の職員の給与に関する法律別表第一から別表第七までの俸給表の適用を受ける職員についての表

職務の等級 俸給表	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
	1-12	1-13	1-14	1-15	1-16	1-17	1-18	1-19
行政職俸給表(一)		1-12	1-13	1-14	1-15	1-16	1-17	1-18
行政職俸給表(二)	1-28	7-28	10-28	17-29	24-32			
教育職俸給表(一)		1-22	1-23	2-27	8-27	11-26		
研究職俸給表		1-21	1-26	8-29	11-28	15-17		
医療職俸給表(一)		1-15	1-18	1-22	6-25			
医療職俸給表(二)	1-12	1-15	3-20	8-24	11-22			
医療職俸給表(三)	1-23	3-23	9-20	13-18				

ハ 自衛官俸給表の適用を受ける職員についての表

階級 区分 旧号俸 俸給表	陸将	陸海空將	1等陸佐	2等陸佐	3等陸佐	1等陸尉	2等陸尉	3等陸尉	1等陸曹	2等陸曹	3等陸曹
	海將補	1等海佐	2等海佐	3等海佐	1等海尉	2等海尉	3等海尉	1等海曹	2等海曹	3等海曹	
空將補	1等空佐	2等空佐	3等空佐	1等空尉	2等空尉	3等空尉	1等空曹	2等空曹	3等空曹		
自衛官俸給表	1-9	1-11	1-12	1-14	1-14	1-14	1-15	4-18	4-18	6-14	7-9

備考 本表中「1-12」等とあるのは、「1号俸から12号俸までの号俸」等を示す。

昭和三十八年二月二十七日 参議院会議録第一十一号 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案外二件 法律の一部を改正する法律案外一件

議事日程追加の件 裁判官の報酬等に関する 一九八

〔村山道雄君登壇、拍手〕

○村山道雄君 ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

ます、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正が加えられて本院に送付されたものであります。

りまして、その改正の要旨は、昨年八月十日の人事院勧告に基づき、全俸給表について、初任給の引き上げ、中位等級以下の俸給の改善を中心とした増額を行なうとともに、高等専門学校の教職員に適用するため、新たに教育職俸給表四を開設すること。期末手当を〇・〇五月分額し、その支給割合を改め、新たに三月に勤勉手当を支給できるようにすること。宿日直手当を増額すること等の措置を講ずるほか、一昨年十二月十四日の人事院勧告に基づき、現在暫定手当の非支給地に在勤する職員に対し、三年前回でその一段階分を新たに支給すること等の措置を講ずることにいたしております。これらの措置は、すべて昭和三十七年十月一日から適用することになつております。

なお、衆議院修正の要旨は、各俸給表を通じて、今回の俸給月額の引き上げを報告いたします。

げ額が千五百円に満たないものを、すべて千五百円まで増額すること。及び

高校教諭の上位号俸者に対する調整措置を講ずることの二点でございます。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案は、いずれも一般職の国家公務員の俸給月額の改定等の措置を準じて、特

別職員並びに防衛厅職員の俸給月額の改定等を行なおうとするものであります。が、防衛厅職員給与法の一部を改正する法律案につきましては、衆議院において、一般職にならない、自衛官等の俸給月額に修正が加えられておりま

す。

質疑を終わり、三法律案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党を代表して山本委員より、内容に不満な点があるが、一部修正が行なわれたことでも、大局的見地から賛成する旨の発言があり、民主社会党を代表して田畠委員より、人事院勧告の完全実施という立場から反対する旨の発言がありました。

次いで、三法律案を順次採決いたしましたところ、いずれも多数をもつて衆議院送付の原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告申し上げます。(拍手) ○副議長(重政庸徳君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

三案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(重政庸徳君) 過半數と認めます。よつて三案は可決せられました。

(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長島畠徳次郎君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「十一万二千一百円」を「十一万五千八百円」に、「七万三千七百円又は六万四千三百円」を「七万六千九百円又は六万七千三百円」に、「九万六千七百円又は九万三千八百円」を「十万二百円又は九万三千八百円」に改める。

別表を次のように改める。

昭和三十八年二月二十六日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

判	事	区	分	報酬月額
七	号	一	号	二六〇、〇〇〇円
六	号	二	号	一〇九、九〇〇円
五	号	三	号	一〇六、五〇〇円
四	号	四	号	一一二、九〇〇円
三	号	五	号	一五〇、〇〇〇円
二	号	六	号	一六〇、〇〇〇円
一	号	七	号	九三、八〇〇円
				八七、四〇〇円
				八〇、一〇〇円

(いすれも内閣提出、衆議院送付)
以上両案を一括して議題とすること

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(重政庸徳君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。法務委員長島畠徳次郎君。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「十一万二千一百円」を「十一万五千八百円」に、「七万三千七百円又は六万四千三百円」を「七万六千九百円又は六万七千三百円」に、「九万六千七百円又は九万三千八百円」を「十万二百円又は九万三千八百円」に改める。

別表を次のように改める。

昭和三十八年二月二十六日
衆議院議長 清瀬 一郎
参議院議長重宗雄三殿

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

法律の規定による報酬その他の給与の内扱とみなす。

〔審査報告書は都合により第十四号末尾に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一

本の内閣批評は、既に序文に述べた如く、

よつて国会法第八十三条规定により送付
する。

昭和三十八年二月二十六日

參議院議長重宗雄三殿

検察官の俸給等に関する法律の一

青木正一著

検察官の俸給等に関する法律の

検察官の俸給等に関する法律（昭

第二十三年法律第七十六号の一部

六万四千三百円」を「七万六千九

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 裁判官が昭和二十七年十月一日以後の分として支給を受けた報酬その他の給与は、この法律によつて改正後の裁判官の報酬等に関するす

別表を次のように改める。

昭和三十八年一月二十七日 参議院会議録第一号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

		区										分		俸 給 月 額							
		檢 事					總 長														
		次 長		檢 事			檢 事		長												
		その他の検事長			検事長			一 号			二 号			一九〇、〇〇〇円							
		東京高等検察庁検事長			一五〇、〇〇〇円			一〇九、九〇〇円			一一二、九〇〇円			一四〇、〇〇〇円							
二 号	一 号	十九 号	十八 号	十七 号	十五 号	十四 号	十三 号	十二 号	十一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	檢	事
五三、八〇〇円	六〇、五〇〇円	二四、六〇〇円	二七、七〇〇円	三五、〇〇〇円	四一、一〇〇円	四四、三〇〇円	三八、四〇〇円	二九、一〇〇円	五三、八〇〇円	六〇、五〇〇円	七六、九〇〇円	八〇、一〇〇円	六七、三〇〇円	九三、八〇〇円	一〇〇、二〇〇円	一〇六、五〇〇円	一〇九、九〇〇円	一一二、九〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一〇九、九〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十七年十月一日から適用する。

2 昭和三十七年十二月十五日において改正前の国會議員の秘書の給料等に関する法律（以下「旧給料法」という。）の規定に基づいて支払われた国會議員の秘書の期末手当及び勤勉手当の額の合計額が改正後の国會議員の秘書の給料等に関する法律（以下「新給料法」といふ。）の規定によりその者が同日に支給されることとなる期末手当及び勤勉手当の額の合計額をとる。

3 日に支給されるその者の勤勉手当の額は、その差額を新給料法の規定による勤勉手当の額に加算した額とする。

昭和三十七年十月一日からこの法律の施行の日の前日までの間に、改正前の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定に基づいて各議院の議長、副議長及び議員に支払われた歳費及び期末手当又は旧給料法の規定に基づいて国會議員の秘書に支払われた給料、期末手当及び勤勉手当は、改正後の国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の規定による歳費及び期末手当又は新給料法の規定（前項の規定を含む。以下同じ。）による給料、期末手当及び勤勉手当の内払とみなす。この場合において、旧給料法の規定に基づいて支払われた勤勉手当のうち新給料法の規定により支給されることとなる勤勉手当の額をとる。

分は、新給料法の規定により支給されることとなる期末手当の内払とみなす。

〔田中茂穂君登壇、拍手〕

○田中茂穂君　ただいま議題となりました。よつて本案は可決せられました。

○副議長（重政庸徳君）　過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。次会の議事日程は、決定次第、公報をもつて御通知いたします。本日はこれにて散会いたします。

午後零時五十四分散会

出席者は左の通り。

議員　議長　副議長　重政　庸徳君

森　八三一君	渋谷　邦彦君	上原　亨君	大谷　義雄君	仲原　豊田君
沢田　一精君	林　堺君	鈴木　恵吉君	植竹　春彦君	中野　文門君
堀本　大竹平八郎君	山高しげり君	増原　恵吉君	佐野　久義君	佐野　廣君
青田源太郎君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木村　義隆君	鶴園　哲夫君
平井　太郎君	和泉　覚君	加賀山之雄君	松澤　久吉君	佐野　正治君
西川甚五郎君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　義隆君	北村　暢君
日高　小西君	大竹平八郎君	二木　謙吾君	前田　未治君	白井　勇君
田中　岸田君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	光村　甚助君
寺尾　英三君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	宮澤　喜一君
寺尾　豊君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	藤田　太郎君
寺尾　廣為君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	下村　定君
寺尾　英雄君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	大野　秀次郎君
寺尾　啓一君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	加藤シヅエ君
寺尾　幸雄君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	阿部　竹松君
寺尾　吉江君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　大谷君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　松野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　孝一君	山高しげり君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　清一君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　茂嘉君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　武徳君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　智君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　榮君	山高しげり君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　登君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　松衛君	和泉　覚君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　阿具根君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　永末君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　英一君	山高しげり君	加賀山之雄君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　恒雄君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　千葉千代世君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	加賀山之雄君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	加賀山之雄君	木内　利壽君	須藤　五郎君
寺尾　佐野君	渡谷　邦彦君	鈴木　一弘君	伊藤　春藏君	安田　敏雄君
寺尾　佐野君	大竹平八郎君	島畠徳次郎君	木内　利壽君	市藏君
寺尾　佐野君	山高しげり君	加賀山之雄君	伊藤　春藏君	松本　賢一君
寺尾　佐野君	中尾　辰義君	鈴木　一弘君	木内　利壽君	杉山　善太郎君
寺尾　佐野君	和泉　覚君	島畠徳次郎君	伊藤　春藏君	須藤　五郎

